

ILO広報誌

ワールド・オブ・

ワーク

2009

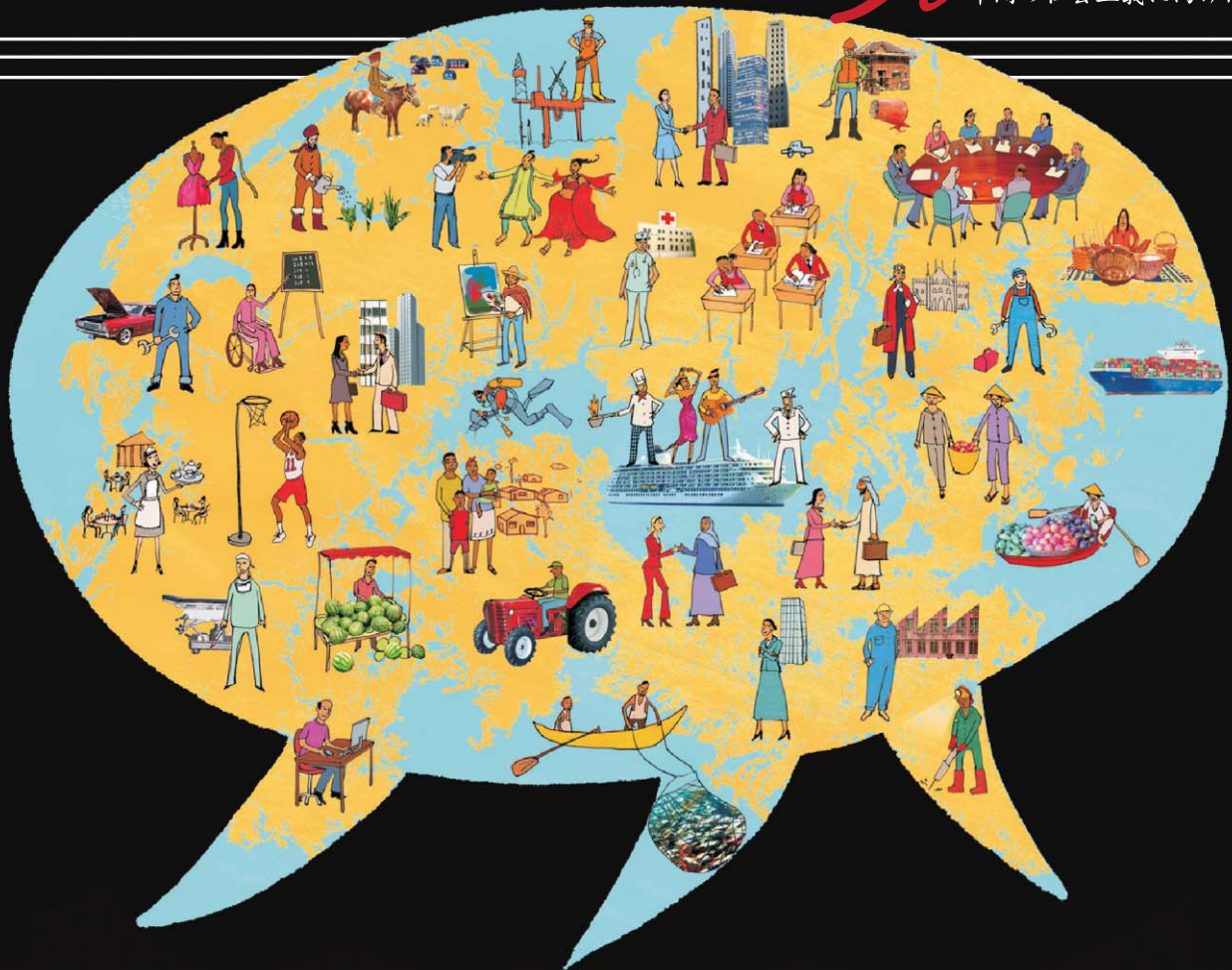
第1号
(通巻11号)



ディーセント・ワーク
(働きがいのある人間らしい仕事)

90

より良い世界はここから始まる
年間の社会正義に向けた働き



ILO—社会正義のために働き続けて90年 | ILO 駐日事務所

本号の主な記事

- ILO 創立90周年・日本ILO協会創立60周年記念特別シンポジウム
- 写真で見るILO90年史 ● 世界的な仕事の危機とILO ● 新しいパートナーシップ、新しいイニシアチブ ● ILO 新刊:金融グローバル化時代における所得格差

10年ごとに数えてみれば

(World of Work 2008年12月発行第64号より)



ILOが創立90周年を祝っている時、既に100周年に向けた計画が進行中である。ILOの1世紀記念プロジェクトの目的は、ILOがこれまでになし得た成功、その成功のための条件、そして直面した課題や困難をできるだけ完全な形で明らかにして、創立100周年を迎えることにある。

なぜ人は○周年を数えたがるのだろうか。ILOの場合、実に多くの画期的な出来事が10周年の節目ごとに関係しているのが目につく。次のような具合だ。

1919年 国際連盟と共にヴェルサイユ条約に基づきILOが創立される。

1939年 戦火が近づき、ILOは移転を計画。第2次世界大戦を切り抜けたILOとその原則、方法、目標は、戦火の影響を受けなかっただけでなく、再言され、より強化されることになった。

1949年 技術協力開始の決定。当時のデイビッド・モース事務局長の言葉を借りれば、これは、「真に抜本的な変化への第1歩であることが明らか」となった。

1959年 アフリカに最初の地域事務所を開設。

1969年 ILOがノーベル平和賞を受賞。

そのほかにも、この原則から少し外れるかもしれないが、「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」が1998年に採択されている。しかし、1999年には初めて南半球から事務局長を迎えた。そう、第9代事務局長、ファン・ソマビアである。彼は、すぐさまILOのための新たなビジョン、「ディーセント・ワーク (働きがいのある人間らしい仕事)」のコンセプトを描いた。

「ディーセント・ワークをすべての人へ」という目標が推進力を得、その認識が世界中に広まる中、ILOは、世界的な金融危機という世界経済への深刻な打撃のさなかに創立90周年を迎えることとなった。世界中が、「不均衡で、不公正で、持続不可能な」グローバル化から生ずる結果に悪戦苦闘する中、社会正義というILOの中核的メッセージは、再び新たな響きをもって受け取られるようになった。

このILO創立90周年記念号は、ILOの歴史を振り返ると共に、相互依存関係にあることをようやく認識しつつあるこの世界において、ILOが公正なグローバル化に向け重要な貢献をなし得る展望を記すものである。



『ワールド・オブ・ワーク (仕事の世界)』誌は、ジュネーブのILO本部コミュニケーション・広報局より年3回発行されている広報誌。英語版のほかに、アラビア語、中国語、チェコ語、デンマーク語、フィンランド語、フランス語、ヒンディー語、ノルウェー語、スペイン語、スウェーデン語の各国語版がある。英語版の記事の一部を和訳収録した日本語版は、ILO駐日事務所より年2回発行されている。

本号は、『ワールド・オブ・ワーク』誌英語版の第64号 (2008年12月発行) 及び第65号 (2009年4月発行) 掲載記事の一部を和訳収録したものに、日本関係情報を盛り込んだものである。

本誌は国際労働機関 (ILO) の公式文書ではなく、表明された意見は必ずしもILOの見解を反映するものではない。本書中に用いられる呼称は、いかなる国、地域、領域、その当局者の法的状態、またはその境界の決定に関するILO側のいかなる見解をも示すものではない。

企業名、商品名及び製造過程への言及はILOの支持を意味するものではなく、また、特定の企業、商品または製造過程への言及がなされないことはILOの不支持を表すものではない。



ILO事務局建物の落成式 (ジュネーブ・1926年6月6日)

本文及び写真 (フォト・エージェンシーのものを除く) は、出典明記のうえ、自由に転載できます (掲載誌を下記宛お送りください)。

発行：ILO駐日事務所

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-53-70

UNハウス (国連大学本部ビル) 8階

TEL: 03-5467-2701

FAX: 03-5467-2700

http://www.ilo.org/tokyo

印刷：(株)タイヨグラフィック

時代の変化

(World of Work 2008年12月発行第64号より)

金融危機が世界中に衝撃波を送る暗い雰囲気の中でILO創立90周年は幕を開けた。同時に、ILOの理念と使命が今こそふさわしい時代はない。この90周年記念号は、ILOの歴史を振り返ると共に公正なグローバル化の形成に向けた将来戦略を展望し、現下の世界的な仕事の危機に取り組むILOの最新情報を紹介する。



©M. Crozet/ILO

→4ページ

特集報告

ILO創立90周年

- ◆ILO創立90周年：社会正義のために働いた90年 4
- ILO創立90周年・日本ILO協会創立60周年記念特別シンポジウム
「ディーセント・ワークへの挑戦—世界経済危機の下で人間らしい仕事と職場を求めて」..... 5
- ◆正義を培い、平和を探求する：写真で見るILOの歴史 6

世界的な仕事の危機

- ◆世界の雇用情勢2009年版 16
- 仕事の危機世界サミットとグローバル・ジョブズ・パクト 17
- ◆ILO理事会：経済危機に取り組み、ディーセント・ワークを基礎とした
政策対応の形成に向けて前進 18
- ◆2009年国際女性の日：金融危機が仕事と家族に与える影響に焦点 18
- ◆第8回欧州地域会議：経済危機への整合性ある対応を望む 19
- ◆アジア：経済危機対応では雇用、中小企業、脆弱な部門を優先 20
- 金融危機に端を発する世界同時不況下でいかにして社会正義を守るか
—世界社会正義の日記念セミナー 22
- ◆ILO初の世界社会正義の日を祝う 22
- ◆金融部門：ILOは新たな緊急政策措置を要請 23
- ◆食糧価格危機のディーセント・ワークへの影響 23

一般記事

- ◆新パートナーシップ、新イニシアチブ 24

書籍特集

- ◆仕事の世界報告書2008年版：金融グローバル化時代における所得格差 28

最近の動き

ニュース

- ◆ファン・ソマビアILO事務局長三選 31
- ◆海事産業の船舶検査指針成立 31
- ◆モルジブ共和国が183番目のILO加盟国に 31
- ◆世界各地で働くILO：企業向け労働原則ガイド ほか 32
- ILO駐日事務所：活動ハイライト 33
- 書籍紹介 34

国際労働機関（ILO）：創立1919年。加盟国（現在183カ国）の政府、使用者、労働者の共同行動を通じて、世界中の社会的保護、生活・労働条件の向上を図っている。ジュネーブにある国際労働事務局はILOの常設事務局。駐日事務所を含み、40以上の現地事務所がある。

ILO創立90周年 社会正義のために働いた90年

(World of Work 2008年12月発行第64号より)

ILO事務局長 フアン・ソマビア



©M. Crozet/ILO

創立90周年を迎え、国際労働機関 (ILO) の価値と任務は存続する。

ILOは仕事の様々な側面が準拠する基準を定めてきた。そして、経済社会政策の策定に重要な役割を担ってきた。我々は技術協力プログラムを通じて基準を行動に移し、仕事の世界に関する知識を構築してきた。

我々は、ILOの価値に忠実であり続ける一方で、時代と調和し、新たな課題に対応し、新たな機会を捉え続けなければならない。

このことは、21世紀の現実に即してILOの任務を表現するディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けた取り組みを、共に作り上げ、追求する上での推進力となった。

課題は大きく立ちはだかっている。我々は無秩序の時代に生きている。現在の金融・経済危機がどのくらい続き、どれほど深刻なものとなるかは分からない。しかし、人々の暮らし、仕事、生活・労働条件への影響がいかに強く、世界規模で、全体的なものとなるかは分かっている。

この危機の以前から、既に世界的に貧困が広まり、公式経済の枠外にあるインフォーマル経済が拡大し、不安定な仕事が増加していた。

経済のグローバル化が進み、多大な利益と機会がもたらされる中、ILOは格差の拡大と高まる不平等に取り組み、貧困の悪循環を断ち切るのを助け、中産階級の心配や不安に対処するため、グロ

ーバル化の社会的側面に注意を払う必要があることを訴え続けてきた。

我々は、グローバル化の社会的側面を強化する上での仕事の役割とグローバル経済を強固な基盤の上に位置づける上での生産部門の役割を説いてきた。仕事の世界と職場は経済、社会、環境が交差する地点に位置し、したがって、それは持続可能な開発において中心的役割を果たさなければならないことを強調してきた。

我々が90周年を迎えようとしている時に起きた危機は、ILOが取ってきた立場の有効性を明確に示した。

ILOの今後の課題には以下のようなものが含まれる。

- 雇用創出の源である持続可能な企業への支援。とりわけ中小企業に対する支援。ILOの持続可能な企業概念は、仕事の世界における経済、社会、環境の諸面を結びつける。より環境を尊重した生産と消費の新たな方法を模索することは、多くのディーセントな仕事と活発な経済を創り出す大きな可能性を秘めている。
- 雇用へのアクセス、労働条件、年金、その他の社会的保護に関して、個人や社会が安全保障を求める正当な要求に応える一方で、労働時間や作業方法の多様化、適応性、柔軟性を求める圧力の増加に対応するための実行可能な代替選択肢を模索すること。
- 教育、職業訓練、生産性、知識共有のシステムの絶え間ない改善を求める革新の速度について行くこと。
- 三者構成主義の強化と国際労働機関の基盤である社会対話モデルの持続。その原則に依拠して、労働における基本的な権利の尊重を確保しつつ、変化する仕事の世界や市場への様々な分野にわたる適応を促進すること。さらに、部門別を含む新たな分野に対話モデルを適用すること。
- 多国間システムと協力し、我々の集団的な取り組みと各国の行動を重ね合わせ、人々の社会・雇用面での基本的なニーズに応える機会と保護

の社会経済的最低線が各国で確立されるよう確保すること。

●金融、貿易、投資と雇用創出、労働と社会、環境と開発といった各種政策分野の収束に基づき、グローバル化のより良いグローバル・ガバナンスを達成すること。各分野の関連する国際機関は、公正なグローバル化のために協働しなければならない。

これらの課題を追求するに当たり、ILOは1944年のフィラデルフィア宣言と1998年の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を基礎とした原則と政策の主要な声明文であるところの「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」を支えとすることができる。

この宣言は、ILOの目標の普遍性を再確認するものである。すべてのILOの加盟国は、ディーセント・ワークの実現に向けた取り組みの戦略目標

一雇用創出と企業育成、社会的保護、社会対話、労働における権利—を基礎として政策を進めなければならない。

同時に宣言は、これらの目標が「不可分で、相互に関連し、支え合う」ものであることを認識することにより、総合的で統合的なアプローチを強調し、すべての目標を達成するための有用な手段として国際労働基準の役割を説く。

この宣言は、ILOを越えて共鳴する、バランスのとれたアプローチを具体的に表現し、ディーセント・ワークに基づくグローバルな公正さの構築に対して高まる要求を満たすべく、ILOが果たすことのできる貢献を要約している。

「社会正義のために働く」とは、単なるILO創立90周年のテーマ以上の意味を持つ。これはILOの過去に対する評価であると同時に未来への任務なのである。



© 国連

ILO創立90周年・日本ILO協会創立60周年記念特別シンポジウム 「ディーセント・ワークへの挑戦—世界経済危機の下で人間らしい仕事と職場を求めて」

100年に一度とも言われる世界同時不況の中で、多くの労働者の雇用が危機に面している。それは、単に雇用の総量という問題だけでなく、雇用の質・量両面に対する危機でもある。今回、ILOの創立90周年、日本ILO協会の創立60周年という機会を捉え、現下の雇用情勢を踏まえ、真の「ディーセント・ワーク」の確保のために何が必要か、求められる政策対応は何か、労使のあるべき姿はどういうものか、などにつき、特に、「働く人間」に着目し、雇用と経営という観点から、会場の聴衆と一体となり検討すべく、去る2009年4月27日(月)に、国連大学・タント国際会議場にて、厚生労働省、日本労働組合総連合会(連合)、日本経済団体連合会(日本経団連)、ILO駐日事務所、財団法人日本ILO協会の五者による共同開催、外務省の後援により、標記のシンポジウムが開催された。その概要は以下の通りである。

シンポジウムの第1部では、共同開催者である機関の代表、舩添要一・厚生労働大臣(江利川毅・厚生労働事務次官代読)、高木剛・連合会長、御手洗富士夫・日本経団連会長(ビデオ・メッセージ)、ファン・ソマビアILO事務局長(ビデオ・メッセージ)による挨拶に続き、中村正・日本ILO協会会長から我が国におけるディーセント・ワーク・セミナーなどについての報告が行われた。また、来賓を代表して、森山真弓・ILO活動推進議員連盟会長(衆議院議員)から祝辞が贈られた。

第2部では、2人の講師から基調講演が行われた。まず、赤尾信敏・元ILO理事会議長・元在タイ大使から、「ILOの役割とディーセント・ワーク推進における我が国の国際的な役割・貢献」と題し、我が国は、社会保障制度の整備、職業安定行政、高齢化への対応などの豊かな経験・ノウハウを伝播することによりディーセント・ワークの推進に寄与することが可能であるとともに、ILOへの任意拠出の増額の必要性も訴えられた。続いて、伊丹敬之・東京理科大学総合科学技術経営研究科長より、「人に着目した経営・雇用のあり方」と題して、氏が長年主張されてきた「人本主義」の内容、意義、そのディーセント・ワークとの関わりについて、講演が行われた。人本主義とは、第2次世界大戦後、我が国企業にて広く見られてきた「人のつながりをきちんと作り、それを維持していくことを大切と考える原理」であり、企業を「従業員のもの」と考え、従業員の企業への「所属」意識を大切に、長期雇用によりカネ、情報、感情の流れを合理的なものにすることにより経済合理性が高まるとする経済組織の原理であるとの説明がなされた。

第3部では、伊丹教授をコーディネーター、政労使を代表する三者(村木太郎・厚生労働省総括審議官、古賀伸明・連合事務局

長、川本裕康・日本経団連常務理事)をパネリストとして、パネルディスカッションが行われた。今回は、二つのサブ・テーマが設定された。最初のテーマは、2009年3月23日になされた緊急雇用対策についての政労使合意を取り上げ、「雇用安定・創出への取り組みに関する政労使合意の意義とディーセント・ワークへ向

けてのさらなる課題」とされた。政労使それぞれから今回の合意の意義が強調されると共に、中長期的な課題として、ワークライフバランスの重要性や非正規雇用をよりディーセントなものに近づけていく努力が必要であるなどが述べられた。二つ目のテーマは、「ディーセント・ワーク実現に向けた人材育成のあり方」であり、議論は主に、国の役割が今後一層重要となり拡大すべきとする労働側からの意見をもとに、国の役割について行われた。人材育成を担う主体はあくまでも民間であるという

原則や雇用保険2事業の原資は事業主の拠出であるという点を確認しつつも、民間では困難な部分や国が行うことで規模の経済性が追求できる部分などは国が行うべき部分とし、ベストミックスが重要であるとの議論が展開された。

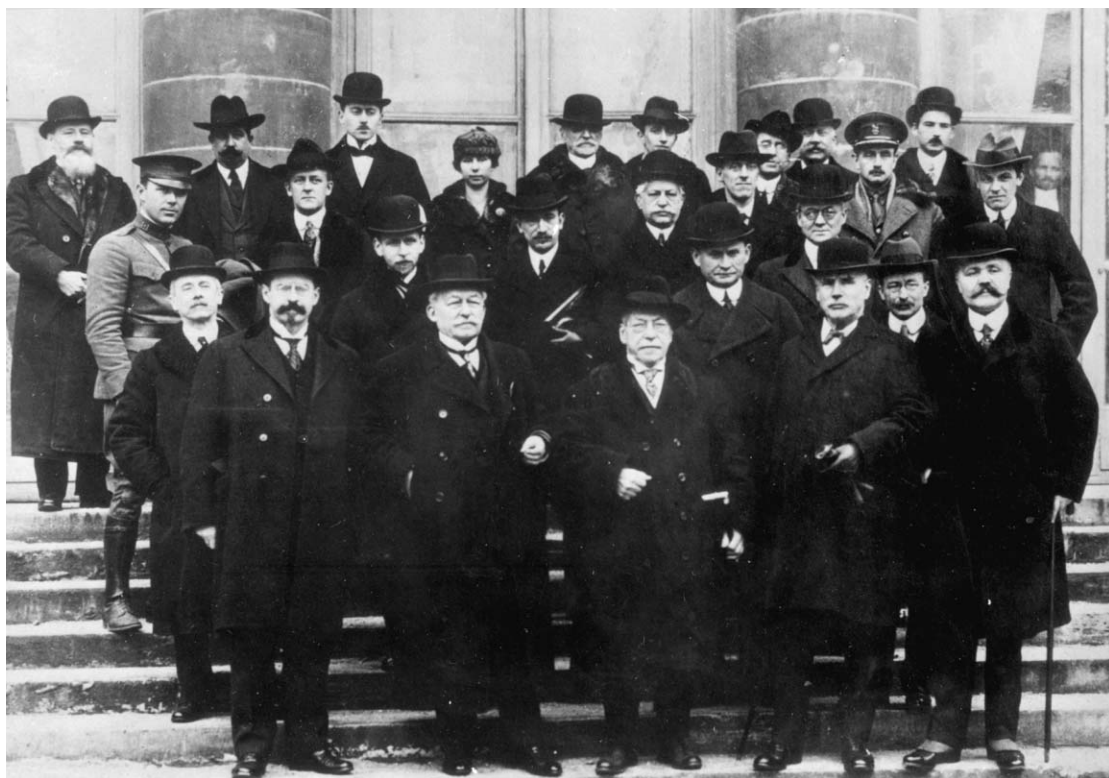
最後に、長谷川真一・ILO駐日代表から、本シンポジウムの成果として、①いかなる変化、危機の下でも人間中心の経済社会を目指すべきであること、②すべての働く人にとっての雇用の場の重要性をもっと認識すべきであること、③個人レベルではキャリア形成・人材育成、企業経営では持続可能性といった中長期的視点が重要であること、④企業、社会での安定したネットワークが大切であること、⑤政労使の建設的な対話による問題解決の重要性、⑥ディーセント・ワークは、日本だけの課題でなく、世界でも共通に大切なことを認識すること、などが印象に残ったとする総括がなされた。



正義を培い、 平和を探求する 写真で見るILOの歴史

(World of Work 2008年12月発行第64号より)

(注1) ジェシー・アイゼンバーグがILO史料館と相談して編集したこの写真エッセーのオリジナル版は、ILOのホームページ (<http://www.ilo.org>) 上に掲載されている。本記事は、ビクトリア・モーティマーが本誌英語版のために短縮編集したものにILO駐日事務所にて日本関連記事を挿入したものである。写真提供先は、特記のない限り、ILO史料館写真コレクションあるいはILO広報局である。



1919年2～3月に開かれたパリ平和会議の期間中に会合した国際労働法制委員会。日本からは落合謙太郎オランダ駐在公使と農商務省前商工局長の岡実氏が参加。委員会はILO憲章の起草を行い、これは後にヴェルサイユ平和条約に組み込まれた。

LO創立90周年を記念して、本号では、ILOの創設と歴史を、より公正で安定した社会を築くため第一次世界大戦後に創設されてから、社会正義とすべての人にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を実現することを希求し続け、国連システムの中心に位置を占める今日の姿までを、その主要な出来事の写真を通して振り返る。広範で多岐にわたるILOの仕事をつめた写真の数々は、ILOが直面してきた主な課題を映し出し、社会と技術の甚だしい変化の年月の中で、意味を持ち続け、影響力を維持するために、どのように適応し発展してきたかを示している（注1）。

国際労働機関（ILO）は、第一次世界大戦後、社

会正義を基礎として世界の平和を確立するために創設された。上掲写真の国際労働法制委員会は、当時の世界列強5カ国（米、英、仏、伊、日）の代表各2名と、ベルギー、キューバ、ポーランド、チェコスロバキアの代表により構成された。

ヴェルサイユ平和条約第392条には「国際労働事務局は、国際連盟の機関の一部として、国際連盟の所在地に設置されるべきである」と記され、したがって、既に国際連盟の設置場所として選定されていたジュネーブが、国際労働事務局の所在地となった。

ILO憲章には、提案されている労働機関の原則と目的、加盟の条件、規制・監督機構について明記されている。最も長期にわたりILO事務局長を



初代ILO事務局前で休憩中のハロルド・バトラーILO事務局次長とアルベール・トーマILO事務局長（プレニー（スイス）のラ・シャトレイン・1920年）。現在、この建物は赤十字国際委員会本部となっている。

る責任を担う。三つ目に、事務局長が率い、国際的な常用職員が働く国際労働事務局がある。」

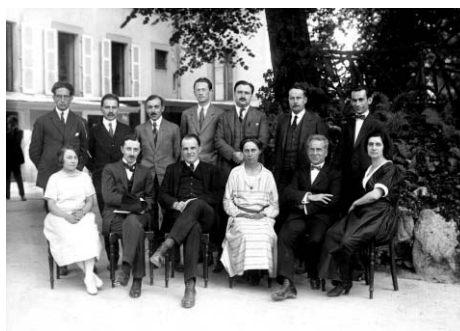
「構成は単純だが、1919年当時としては画期的な新機軸が組み込まれ、今日においても独自性を保っている。特に、ILOは経営側と労働側の代表に政府代表と対等の地位を与える。総会及び理事会では、使用者と労働者の代表は政府代表の隣に座り平等な権利を享受する。これは国際機関の中でも独特であり、ILOの活力と成功は、政策と事業活動の策定における政労使のバランスの取れた協力に因るところが大である。」

務めたデイビッド・モース（1948～72年在任）は「基本的な構成は単純である」と記している。「ILO加盟国は主権国家で、少なくとも年1回の総会で討議し、総会には各加盟国から4名（政府2名、労使各1名）の三者構成による代表が参加する権利をもつ。理事会は、変化するニーズ及び優先課題に合わせてこの機関の諸活動を全体的に調整す

第1回ILO総会本会議の代表団（ワシントンDC・1919年）



第1回ILO総会時のILO職員（1919年）



ILO年次総会の本会議及び委員会において、代表団は、仕事の世界の諸問題を討議する。これらの問題について、条約・勧告（後に加盟国により批准され、各国の法令の中に取り込まれるべきも

の）を採択することができ、また、理事会メンバーの選出を行う。1919年10月29日から11月29日まで、米国の首都ワシントンで第1回総会が開催され、日本を含む40の国と地域が参加した。総会では、最初のILO条約として、労働時間を1日8時間、1週48時間とする労働時間（工業）条約（第1号）が採択された。

フランスが海事問題を中心とするILO総会の設立を求めたことから、1920年に海事問題に焦点を当てた第2回ILO総会が招集された。このILO海事総会は、その後、必要に応じて開催されることとなった。



第3回ILO総会（ジュネーブ・1921年）



第12回ILO理事会（ローマ（イタリア）・1922年4月4～7日）。
最前列は労働者側理事を35年間（1919～1954年）務めたフランス人レオン・ジュオー

年次ILO総会と同様に重要なのは、総会で選出された三者構成の代表によるILO理事会である。理事会は、特別委員会の委任から支出の審査までILO事務局の業務全般を監督する。当初、理事会は政府側12名、使用者側6名及び労働者側6名で

構成されていたが、ILO加盟国の増加に伴い、現在は、政府側28名、労使各側14名から成り立っている。創設当初から政府側理事には主要産業国が自動的に含まれている。

三者構成主義を象徴する3本の鍵



3本の鍵は、ILOの創設原則である国際労働立法の構築における政府、使用者、労働者の協力を意味する三者構成主義を象徴する。三者構成主義は、元来、国際労働法制委員会の英代表団が考案したもので、ILOが「世界中のほとんどの人々に

とって最も現実的な」諸問題に取り組むことを可能にした。この象徴的な3本の鍵は、1926年6月6日に行われた新しいILO事務局建物の落成式で使われた。新しい建物の建設と装飾には60を超える企業と彫刻家関わった。



ILOのために特別に建造された最初の事務局建物はローザンヌ（スイス）のジョージ・エピトーによって設計された。ジュネーブのローザンヌ通りに位置し、1926年から1974年まで使用された。後にGATT（関税貿易一般協定）及びWTO（世界貿易機関）の本部となった。（今日のアルベール・トーマ広場からの眺め）



ILO事務局建物の落成式



ILO図書館（1967年3月13日）

ILOの常設事務局である国際労働事務局は、ILOの加盟国と社会的パートナー（労使）及び研究者や一般の人々の利用に供するため、多くの場合、多言語で定期的に調査報告書を刊行している。労働に関する報告書の出版に加え、ヴェルサイユ平和条約第396条は、ILO事務局の任務には「労働

者の生活状態及び労働条件の国際的調整に関するすべての事項についての情報」の収集と配布を含むと規定している。ILOはまた、ILO年次総会及び年3回開かれる理事会の議事録、仕事の世界が直面する問題を扱う専門誌『*International Labor Review*（国際労働評論）』を出版している。



第4回ILO総会（ジュネーブ・1922年6月）でのILO通信員

1920年代、ILOは世界中の業務を円滑化するため活動の活発な地域に通信員を配置した（日本には1923年に設置）。初期の通信員の業務は、現地の労働省及び労使団体との情報交換、現地への情

報提供、訪問の手配や出版物の販売、現地における労働問題の最新情報をジュネーブ本部に伝達することであった。今日、現地職員や通信員の業務範囲は拡大し、世界中に事務所が配置されている。

モーリス・ドニ作「仕事の尊厳」

ILOの初期の活動は、総会における重要な条約・勧告の採択及び加盟国の批准によって、実り多いものであった。このようなILOの活動を評価して多くの物品が寄贈された。その一つとして、国際キリスト教労働組合連盟からは、ナザレの作業場で現代の労働者に話しかけるキリストを描いたモーリス・ドニの壁画「仕事の尊厳」が贈られた。

事務局の構造に合わせてデザインされた6×3メートルの壁画は、ドニの家で描かれた後、ジュネーブに運ばれ、ウィリアム・ラバード・センター（現WTO本部）の壁とアーチに合わせて設置された。数十年にわたり隠されていたが、2007年にILOとWTOの有志グループと絵画ファンによって再発見され、現在は再び堂々と展示されている。



アルベール・トーマILO事務局長と労働者の子どもたち（ラトビアのオグレ）。「子どもたちを大事にする人々は、既に自分たちの運命に気づいている人々」と事務局長は述べた。

アルベール・トーマ初代ILO事務局長は、頻繁に加盟国を訪問し、各国の首脳や政府代表、使用者団体や労働組合のリーダーたちと、労働政策について議論した。1927年、北欧及びバルト諸国へ

の2ヵ月間の公式訪問中には、ラトビアを訪れ、リガの労働者の子どもたちが田舎で時間を過ごす子ども休暇村を訪問した。事務局長は日本にも1928年に訪れ、各界に多大な影響を与えた。



第1回米州地域会議（1936年）開会時におけるILO職員

第1回米州地域会議は、チリ政府の招きを受け、1936年1月2日にチリのサンティアゴで開幕した。米州のILO加盟国21ヵ国とコスタリカ（オブザーバー）が参加し、大きな成功を収めた。同地

域会議は、社会保険の設立原則、雇用・失業問題に関する決議を可決し、移民及びアメリカ先住民問題についての調査を行うよう事務局に要請した。



第20回ILO総会（ジュネーブ・1936年6月）における米国代表団。前列左から2人目がジョン・ワイナント政府代表。1939年にILO事務局長に就任した。

パリ平和会議とヴェルサイユ平和条約は、ウッドロウ・ウィルソン米国大統領の「14ヵ条の平和原則」の演説をきっかけに実現した。しかし、上院の反対によって米国がヴェルサイユ平和条約の批准に失敗したことは、米国が国際連盟においてはILOの加盟国にならないことを意味した。1930年代の大恐慌によって、米国内では公共事業や社会

支援プログラムへの関心が高まり、ILOは米国へ加盟を促し続けた。ルーズベルト大統領のもとでフランシス・パーキンスが労働長官として任命されたことで、米国は加盟に近づき、国際連盟のメンバーではなかったにもかかわらず、1934年6月19日、ルーズベルト大統領によって署名された議会決議SJ131号により、ILOに加盟した。



第20回ILO総会（1936年）における女性代表たち





ポルトガルのリスボンで乗船を待つILO職員と配偶者一行
(1940年9月、Carol Riegelman Lubinの私有コレクションより)

日本がILOに脱退を通告した翌年の1939年に、ILOでは戦争の勃発に備えて理事会に代わる緊急委員会が設置された。スイス連邦参事会は、武力紛争が起きた場合に、国際機関がスイスを離れるのに24時間の猶予しか与えない措置を導入した。

フランスへの移転計画が困難となり、カナダ政

府がモンリオールのマギル大学にILOを受け入れることに同意した。ILOの主要な活動に不可欠な職員は、フランス国内を5日間かけて車と電車を乗り継ぎポルトガルのリスボンに移動し、そこで1ヵ月待機した後、モンリオールの新しい職場に向けて船出した。



チリを訪問中のオズヴァルド・スタイン（右から3人目）
その他のILO職員（1942年7月）

戦争がもたらした困難にも関わらず、事務局は何とか通常業務を行った。移転は、ILOがラテンアメリカ地域に焦点を当てる機会となり、そこで技術協力事業は間もなくILOの不可欠な業務となった。1942年半ばにチリに派遣された職員らは、

同国の社会保険制度を再編し、同年後半にサンティアゴで開催される米州社会保障会合の準備を行った。また、労働統計を改善するため、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、ウルグアイも訪問した。



社会保障専門家及び社会保障計画立案者の会議（モンリオール・1943年7月）
で話すエドワード・フィーランILO事務局長

この時期のILOは、時に革新さえ達成した。1943年7月、所得維持と医療に特に重点を置いた国際

社会保障憲章の策定を目標に開かれた4日間の協議会には、社会保障の専門家が集まった。



ホワイトハウスでフィラデルフィア宣言に署名するエドワード・フィーランILO事務局長
(ワシントンDC・1944年5月17日)。

着席者（左から右）：フランクリン・ルーズベルト米国大統領、ウォルター・ナッシュ、フィーラン。立席者（左から右）：コーデル・ハル米国国務長官、フランシス・パーキンス米国労働長官、リンゼー・ロジャーズILO事務局次長

戦時下で困難だった任務（及び義務）は、加盟国の出席する総会を開催することだったが、それでも2度開催された。一度目は、通常の権限をもたない特別総会で、1941年にニューヨークとワシントンで開かれた。二度目は、1944年の春、ペンシルベニア州フィラデルフィアで開催された第26回ILO総会だった。

フィラデルフィア総会の議題は、差し迫った戦後復興の問題と、植民地における社会政策及び社会保障であった。ILOは、フィラデルフィア宣言の中で、労働は商品ではない、結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない、一部の貧困

は全体の繁栄にとって危険である、などの根本原則を再確認した。そして、これらの原則は、完全雇用、職業訓練、公正な賃金、団体交渉、社会保障、労働安全衛生及び母性保護のための措置を通して達成すべきとされた。こうした概念は、自由な人々にも従属的な人々にも同様に適用されるべきものであり、それが「文明世界全体の関心事項」である、とする著しく進歩的なものであった。

1951年に開かれた第34回ILO総会で日本の再加盟が承認され、1955年にILO東京支局が再設された。

スイスのヴァレでグラン・ディクサンス水力発電ダムの建設現場を視察する第4回建築・土木・公共事業委員会 (1953年10~11月) の代表団

産業部門ごとに労使が集まって問題や進展を討議する産業別委員会は、1943年12月の第91回理事会に始まる発想だったが、ようやく1945年1月に、内陸運輸、炭鉱、鉄鋼、金属、繊維、石油、建設

(公共事業を含む)の委員会の設置が認められた。後に、化学、農園、俸給被用者が加えられた。三者構成を基本とする産業別委員会は、ただちにILOの活動において不可欠なものとなった。



アジア地域準備会議 (ニューデリー・1947年10~11月) で演説するネルー・インド首相



第1回アフリカ地域会議 (ラゴス (ナイジェリア)・1960年)

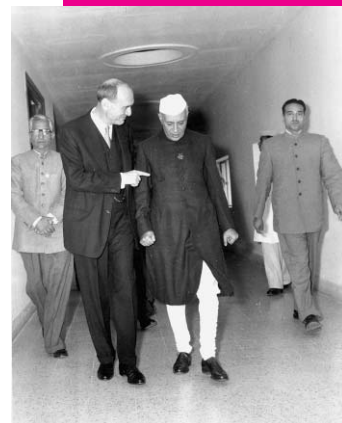
1936年の第1回米州地域会議の成功を皮切りに、ILOは地域会議の開催を徐々に進めた。世界の一地域に焦点を当てた地域会議は、域内の関心や問題を集中的に議論する。第1回アジア地域会

議は1947年にニューデリーで、第1回欧州地域会議は1955年にジュネーブで、第1回アフリカ地域会議は1960年にラゴスで開催された。

第4回アジア地域会議におけるデビッド・モースILO事務局長とインドのジャワハルラール・ネルー首相 (ニューデリー (インド)・1957年11月13日)

1957年11月13~25日にニューデリーで開催された第4回アジア地域会議では、インドのネルー首相が開会演説の中で次のように述べた。「真の世界では、すべての人が労働し、生産者であり、消費者であるべきだ。しかし、現実とは違っており、

この機関が行ってきたように協力して問題に取り組む以外に有効な手段はない。」会議では、手工芸品産業や小作農の労働条件などが取り上げられた。



アンデスの「チンボラソ・プロジェクト」で、大麦の不作と改善方法について議論する農工学者ミゲル・ヒメネスとニチルイサ村の指導者、ペドロ・セレスティノ・パウカル (リオバンバ (エクアドル)・1957年)

ILOの技術協力事業は1949年に開始され、1950年には国連拡大技術援助計画が続いた。今年60年目を迎えるILOの技術協力と能力開発事業は、すべての大陸のあらゆる経済開発段階の国々に提供され、ILOの基準設定活動と人々の架け橋となっている。アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、中・東欧及び中東にまたがる幅広い事務所網を通じて、政策の技術的な助言、開発事業の設計や実施

への支援が行われている。プロジェクトは、受益国、資金を拠出するドナー、世界中に地域総局・現地事務所のネットワークをもつILOの密接な協力のもとで実施されている。ここ10年間は、年平均1億3千万ドルが技術協力事業に費やされている。戦後すぐは技術協力の受益国であった日本は1974年からドナー国に転じ、アジア太平洋を中心に年間約2億円の任意拠出を行っている。





18のILO条約の批准書を寄託するソビエト連邦のA.S.チスタヤコフ国連欧州本部常駐代表（1956年8月10日）。右から2人目、ペンを浮かせて持っているのがデイビッド・モースILO事務局長

新規加盟もしくは一旦脱退し再加盟する場合、複数の条約が同時に批准されることがある。ソビエト連邦がその例で、1934年にILO加盟国となり

1940年に脱退、第2次世界大戦後の1956年4月26日に再加盟した。



国際労働問題研究所の第1回研究コース（1962年9月）

1960年、ILOは労働問題の高等研究機関として国際労働問題研究所（IILS）を立ち上げた。IILSは調査、討論、政策フォーラム及び出版といった事業を行い、毎年、ILO総会直前にジュネーブでインターンシップ・プログラムを実施する。イン

ターンシップ・コースは、参加者が出身国で積極的な労働政策を推進することを支援している。また、ILOの思想、手法、実績の歴史を調査するILOセンチュリー・プロジェクト（100周年プロジェクト）を担当している。



トリノセンターの訓練コース（1969年2月）。

多数の言語を話す講師が、自動車産業の部品製造に使われる電空システム自動旋盤の操作方法を説明している。

ILO国際研修センター（通称「トリノセンター」）は1964年に設立された。設立のきっかけは、1961年、「経済・社会進歩の決定要因としての労働」をテーマとするトリノ国際労働展の企画にILOが協力したことに遡る。展示会が終わると、イタリ

ア政府は、その主要施設を、母国で訓練を得られない者のために、国際高等技術訓練センターとして転用することを許可した。トリノセンターは、高等職業訓練を提供する高度な実用訓練の場となっている。



ブラジルの労働者

雇用は、ILOの主要な関心事項であり続け、1960年代からは国連が推進する開発戦略の中心目標となった。1969年、デイビッド・モースILO事務局

長は、特に途上国における雇用の増加を図る調査及び行動計画である世界雇用計画（WEP）を立ち上げた。



1969年、ILOを代表してノルウェー議会ノーベル賞委員会のアーセ・リオネース委員長からノーベル平和賞を受けるデイビッド・モースILO事務局長（オスロ大学・1969年12月10日）

1969年の創立50周年に、ILOは国家間の平和と社会正義の促進に向けた活動が評価されてノーベル平和賞を受賞した。その特質は、ILO事務局の礎石に含まれる文書に記された「平和を欲せば正義を培え」の言葉にも示されている。



アフリカ地域労働行政センターの礎石を設置するウィルフレッド・ジェンクスILO事務局長と
カメルーンのアフマド大統領（ヤウンデ（カメルーン）のILO地域事務所・1971年7月28日）

ILOが創設された1919年、アフリカ大陸の独立国はエチオピア、リベリア、南アフリカ連邦だけであった。しかし、第2次世界大戦後の植民地独立の流れの中で、ILOはこの変化に伴う新たな責任を認識し、適切な新技術及び機構を発展させる

必要があった。1959年1月、アフリカで最初の現地事務所をナイジェリアのラゴスに開設したのはその一つのステップであり、その後、カメルーンのヤウンデ事務所等が続いた。



第42回条約勧告適用専門家委員会
（ジュネーブ・1972年3月16～29日）の法律家たち

ILOは、国際労働基準の設定に加えて、これらが加盟国に批准された後、適切に適用されていることを検証しなければならない。1926年、加盟国政府が条約適用専門家委員会（後の条約勧告適用専門家委員会）に報告書を毎年提出する制度が作られた。報告書は、条約の実施とその成果を監視するため、法律及び実践面で加盟国が取った措置

を列挙することになっている。理事会によって任命された卓越した法律家から成る委員会は、加盟国の報告書を検討し、その内容に基づき、見解及び直接請求のリストをまとめる。見解は、委員会の年次報告書に盛り込まれ、直接請求は関係する政府に送られる。現在の委員数は20名である。



1974年にジュネーブのグラン・サコネに開設された現在のILO本部ビル

1960年代、湖畔の事務局ビルは手狭になったことから売却し、グラン・サコネのモリヨン通りに、新しく本部ビルを建設することになった。3名の建築家（ウジェーヌ・ボードワン、アルベルト・

カメンツィント、ピエール・ルイギ・ネルヴィ）が設計に関わり、建設費は1億4,620万3,099スイスフランであった。



第67回ILO総会（ジュネーブ・1981年6月3～24日）
本会議における労働組合「連帯」のレフ・ワレサ（ポーランドの労働者代表）

1981年、第67回ILO総会において、ポーランドの労働者代表レフ・ワレサ氏（労働組合「連帯」所属、後のポーランド大統領）が、労働者の自己管理、社会正義及び労働組合の独立を掲げて演説し、会場は興奮に包まれた。というのも、彼はわずか1年前にグダニスク造船所でストライキを率い、ポーランド政府から自由で独立した労働組合を結成する労働者の権利を勝ち取ったからである（グダニスク協約）。しかし、1981年12月、戒厳令の発令により、1千万人の組合員をもつ「連帯」を含め、労働組合は非合法化された。

1982年6月、フランスとノルウェーの労働者代表は、ポーランドが批准している結社の自由及び団結権に関するILO条約を遵守していないとの苦情を申し立てた。審査委員会が設けられ審査した結果、ポーランドは幾つもの条約に違反しているとされた。審査委員会は、ポーランド政府と労働組合が協力して問題を解決するよう提案したが、政府はILOから脱退することを正式に通告した（後に撤回）。ポーランド労働者の夢であった独立自治労働組合は、1989年に「連帯」が法的地位を取り戻し、遂に実現した。





1982年6月15日、第68回ILO総会を訪れた法王ヨハネ・パウロ2世とフランシス・ブランシャールILO事務局長。後ろはジャン・フランソワ・トレモー官房長

ILO総会には、要人や国家元首が招かれ、各国及び世界における仕事の世界の現状について演説する。1982年の総会は、聖下ヨハネ・パウロ2世の臨席を賜った。法王は、若い時に肉体労働者と

して働いた経験をもち、その回勅『Laborem exercens（人間の労働について）』にも記すように、労働の尊厳の促進を願っており、とりわけふさわしい演説者であった。



第77回ILO総会（ジュネーブ・1990年6月）で議論するミシェル・アンセンヌILO事務局長とアフリカ民族会議のネルソン・マンデラ副議長

1990年6月8日、ネルソン・マンデラ氏は、刑務所から釈放された後、最初に訪問した国際機関の一つとして、第77回ILO総会で演説した。同氏は、民主主義のために闘い、民主的な原則の促進に「多大な貢献」をしたILOに敬意を表し、「アパルトヘイト（人種隔離政策）を終わらせるための人類共通の努力において、ILOの行動は重要な

役割を果たした」と述べた。

マンデラ氏は、2007年6月に授与された第1回ディーセント・ワーク研究賞の受賞者の1人であった。1990年のスピーチを思い起こし、ILOは「我々が共有する価値と、尊重しなければならない権利、そして前進は真の対話を通してのみ可能であるという理想を推進し続けている」と述べた。



ILO現地プロジェクトの活動の一部である学校に通う、かつてサッカーボールを縫っていた子どもたち（シアルコット（パキスタン）・2005年）

ILOは、創設当初から子どもや若者の保護に関する国際労働基準の策定に関わってきた。1992年、蔓延する惨禍に集中的に取り組むため、児童労働撤廃国際計画（IPEC）を立ち上げ、教育、モニ

タリング、労働監督、最悪の形態の児童労働を撤廃するための期限付措置を通して、事態を変えようとしている。



1998年6月に開かれた第86回ILO総会本会議では、児童労働撤廃に向けたグローバル・マーチを迎えた

1998年6月、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」によってグローバル経済の社会的な最低ラインが確立された。宣言は、ILOの基本条約（結社の自由と団体交渉権の効果的な

承認、強制労働の禁止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除）を促進するよう加盟国に求めている。



グローバル化の社会的側面に関する世界委員会の報告書発表（ロンドン・2004年2月24日）。

左から、タンザニアのベンジャミン・ウィリアム・ムカパ大統領、フィンランドのタルヤ・ハロネン大統領、ソマビアILO事務局長

ILOの目標を集約し、その活動指針となっているディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けた取り組みは、グローバル化の社会的側面に関する世界委員会から重要な支持を得た。この独立した委員会は、いかにしてグローバル化の利得へのアクセスを増やし、グローバル化を社会目標の達成に資するものとするためには何が必要かを検討するため、タンザニアの

ムカパ大統領とフィンランドのハロネン大統領を共同議長として、ILOにより2002年に設けられた。2004年に発表された報告書は、公正なグローバル化を促進させるための57の措置を提案し、ディーセント・ワークをグローバルな目標として国内及び国際的な行動に組み込むべきだと主張した。報告書は広く行き渡り、国内政策の策定及び国際的な議論において影響力を持った。

第94回ILO海事総会の閉会式（ジュネーブ・2006年2月23日）。左から、イアン・ニュートン総会書記官、ジャン・マルク・シンドラー仏政府代表（総会議長）、ファン・ソマビアILO事務局長、ブライアン・オーレル英船員代表

1976年以降、海事総会はほぼ10年ごとに開催されてきた。2006年の第94回海事総会は、ますますグローバル化する海事産業におけるディーセント・ワークの条件を設定するため、60以上あるこれまでのILO海事労働条約・勧告のほとんどすべて

を統合し、包括的な国際労働条約を採択するという前例のない課題に挑んだ。条約の発効は、合計船腹量が総トン数で世界全体の33%以上を占める30ヵ国以上が批准した日から12ヵ月後である。



2006年の世界エイズデーにおけるILO職員

1980年代初期にHIV（エイズウイルス）／エイズが出現し、世界中の職場は新しい課題に直面した。労働と生産性に影響を及ぼし、多くの労働者とその家族、コミュニティー、企業の暮らしを脅かすHIV／エイズは、重要な職場の問題である。ILOのHIV／エイズと仕事の世界プログラムは、予防、教育、実際のもしくは想定されるHIV保有

状態に基づく労働者の差別禁止などの主要な原則と、求職者もしくは被用者のHIV／エイズに関する状態の秘密は保持され、偏見を生まないようにすることのルールを定めた行動規範を策定した。2001年、行動規範の採択後、ILOは国連合同エイズ計画（UNAIDS）に加わった。



2008年国際女性デー。スリランカ女性銀行の創立者で2007年に女性世界サミット財団（WWSF）より農村における女性の創造性賞を受賞したルバ・マネル・シルバ女史

ジェンダー平等はILOのディーセント・ワークの実現に向けた取り組みの中心的な要素である。ILOのジェンダー局は、現在、ジェンダー問題の認知度を高めるキャンペーンを展開し、女性が経済的にエンパワーされ、労働市場で均等待遇を受け、ディーセント・ワークへの機会均等が確保さ

れるよう努力している。国際女性デーは、議論と改善のためのフォーラムを提供し、重要で影響力のある女性スピーカーを招く。2009年は、ILOジェンダー平等行動計画の10周年に当たり、ILO総会では「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」についての一般討議が行われる。



「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」の採択時（2008年6月10日）における第97回ILO総会のエドウィン・サラミン・ハエン議長とファン・ソマビアILO事務局長

ディーセント・ワークの実現に向けた取り組みを促進するILOの機能を強化し、グローバル化の課題への有効な対応を構築することを目指す画期的な宣言が、2008年6月の第97回ILO総会に出席した加盟国、労働者、使用者の賛成で採択された。宣言は、1944年の歴史的なフィラデルフィア宣言の採択以来のILOにとって最も重要な刷新となった。宣言は、結社の自由及び団体交渉権の効果的

な承認、強制労働の禁止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除という基本原則をILOの基盤を成す原則として強調し、ILOの四つの戦略目標－雇用、社会的保護、社会対話と三者構成主義、労働における基本原則と権利－を実現するための条件として、これらの権利の重要性を強調している。こうした取り組みと共に、ILOは次の世紀に踏み出していく。



世界金融危機

世界の雇用情勢2009年版：

世界経済危機で、失業、働く貧困層、脆弱な雇用が急増

(World of Work 2009年4月発行第65号より)



© M. Crozet/ILO

ILOの年次刊行物『*Global employment trends* (世界の雇用情勢)』2009年版は、世界経済危機で失業、働く貧困層、脆弱な就業形態にある労働者数が急増すると予測している。報告書は、状況が悪化し続けるなら、2009年の世界全体の失業者数は2007年と比較して、3,000万人から5,000万人以上増加するだろうとしている。また、最悪のシナリオの場合、主に開発途上国で約2億人が極度の貧困に追いやられる可能性があることも予測している。

「ILOのメッセージは現実的なものであり、人騒がせなものではない。今、我々は世界的な仕事の危機に直面している。多くの政府が事態を把握し行動しているが、世界的な社会の後退を回避するためには、より決然とした国際的な協調行動が必要である。貧困削減において得られた進歩が崩れつつあり、世界中で中間層が弱体化している。政治と安定への影響は気が遠くなるほどである」とファン・ソマビアILO事務局長は言明した。

事務局長はさらに、この危機は「ILOのデーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向けた取り組みが適切であること」を強

調したとして、「雇用創出、社会的保護の深化と拡充、一層の社会対話を促進する現在の施策にこの取り組みの多くの要素を見出すことができる」と語る。

昨年10月に発表した仮推計値を更新した今回の報告書は、世界的金融危機により2009年までに失業者数が1,500万人から2,000万人増える可能性があることを示している。主要な結論は以下の通りである。

- 2008年11月に発表された国際通貨基金 (IMF) の予測に基づくと、世界の失業率は2007年の5.7%から2009年には6.1%へと上昇し、その結果、失業者数は2007年と比較して1,800万人増加する。
- 2008年11月の予想を越えて経済見通しがさらに悪化する場合、世界の失業率は6.5%に上昇し、2007年と比較して失業者が世界中で3,000万人増加する。
- 最悪のシナリオの場合、世界の失業率は7.1%へと上昇し、世界の失業者は5,000万人以上増加する。
- 働く貧困層—自分と家族について、1人1日2ドルの貧困ライン以上の収入を得られない人々

一は、世界の全就業者の45%に当たる14億人に達する。

- 2009年に脆弱な就業形態にある人々一家計が苦しい時期に所得の喪失から保護するセーフティネットの恩恵を受けられない寄与的家族従業者または個人事業主の割合は、最悪のシナリオでは就業者の53%台まで急増する可能性がある。

地域別では、2008年に失業率が最も高かったのは依然として北アフリカ(10.3%)と中東(9.4%)であり、これに欧州連合(EU)以外の中・南東欧と独立国家共同体(CIS)諸国(8.8%)、サハラ以南アフリカ(7.9%)、中南米(7.3%)が続くと、ILOの報告書は記す。逆に、最も低かったのは、再び東アジア(3.8%)であり、これに南アジア(5.4%)、東南アジア・太平洋(5.7%)が続く。

報告書によると、アジアの3地域—南アジア、東南アジア・太平洋、東アジア—が2008年の世界の雇用創出の57%を占めたとされる。これに対して、先進国とEU地域では90万人分の純減となり、2008年の世界の雇用創出が低かった理由の一つと指摘されている。

2007年と比較すると、失業率が最も大きな伸びを示した地域は先進国・EU地域であり、5.7%から6.4%へと上昇した。この地域の失業者数は1年間で350万人急増し、2008年に3,230万人に達した。

同書によると、サハラ以南アフリカと南アジアは極度に厳しい労働市況にあり、働く貧困層の割合が最も高い地域となっている。過去10年間でその割合は減少傾向にあるとはいえ、2007年時点で就業者のおおよそ5分の4が依然として働く貧困層に分類されている。

政策対応

2008年の経済危機は、ILOがこれまでに指摘したグローバル化の社会的影響に対する懸念を一層深める結果となった。今回の報告書は、若者や女性など労働市場における脆弱なグループへの支援策の必要性を強調する一方で、世界中で、いまだ活用されていない莫大な労働力が潜在していると記している。生産的な投資と積極的な労働市場政策を通じて、まとも(ディーセント)な仕事に就くチャンスが与えられれば、経済成長と開発ははるかに高くなる可能性がある。

「ディーセント・ワークの実現に向けた取り組

みは、この危機と対峙するための適切な政策枠組みである。この経済危機に取り組み、政策対応を策定する上で、労使団体との三者対話が中心的な役割を果たすべきとの力強いメッセージが見られる」とソマビア事務局長は述べている。

報告書は、2008年11月のILO理事会で討議されたように、多くの政府が適用しつつある以下のようなILOの提案する政策対応措置を列挙している。

- 失業給付と失業保険制度の適用拡大、余剰労働者の技能再訓練、金融市場における壊滅的な下落から年金を保護すること
 - 緊急公共工事を含め、インフラ、住宅建設、地域社会のインフラ整備、グリーン・ジョブへの公共投資
 - 中小企業への支援策
 - 企業、産業セクター、国レベルでの社会対話
- もし多くの国々が、自国で蓄積した準備金、IMF緊急融資、強力な援助メカニズムを駆使して、ILOのディーセント・ワークの実現に向けた取り組みと調和した政策協調を適切に行えば、企業、労働者及びその家族への景気下降の影響は緩和され、回復への準備がより良く整ってゆくだろう。



速報：仕事の危機世界サミットとグローバル・ジョブズ・パクト

グローバルな金融経済危機の実体経済、雇用への深刻な影響に鑑み、2009年6月、第98回ILO総会の期間中に「仕事の危機世界サミット」が開催された。このサミットにはブラジル、フィンランド、フランス、ポーランドの大統領など9人の国家元首を始め、多くの政労使の代表が参加して2日半、熱のこもった議論が行われた。多くの首脳が、危機の中で雇用と社会的保護に焦点が当てられなければならないと指摘した。人を第1に考え、経済復興に向けて雇用対策が中心に据えられるべきとされた。復興後の世界は危機の前の世界とは違った新しい世界になるべきとされた。フランスのサルコジ大統領は「投機と債券とダンピングに基づくシステムが今後も続くと考えるのは今日では全く無責任」とした。

総会では「危機対応全体委員会」も設置され、2008年11月の理事会以来の議論も踏まえて雇用危機への対応について議論が行われた。そして、世界サミットの議論も受け、総会の最終日にグローバル・ジョブズ・パクト(仕事に関する世界協定)が採択された。

「世界協定」は、まずディーセント・ワークを通じて危機に対応する政労使の公約を示した後、回復と発展を促進するための11の原則を掲げている。次にディーセント・ワークの構成要素である雇用、権利、社会的保護、社会対話の4分野ごとに、各国が状況に合わせて採用できるような具体的な政策の選択肢を提示している。そして公正で持続可能なグローバル化に向けた提案、ILOの活動についても触れている。

「世界協定」はILO条約のように各国に直接義務を課すものではない。しかし、この時期に世界の政労使が一致して雇用に関するメッセージをまとめ、国際社会に発信したことは大きな政治的意味を持っている。

今後は、各国の政労使に「世界協定」の具体化が求められる。連帯してディーセント・ワークの実現に向けて進むことが必要である。

ILO理事会：経済危機に取り組み、 ディーセント・ワークを基礎とした 政策対応の形成に向けて前進

(World of Work 2008年12月発行第64号及び2009年4月発行第65号より)

第303回ILO理事会

2008年11月の第303回ILO理事会は、深刻化する世界的経済危機の課題に取り組むため、社会対話を通じた雇用と社会政策に関する対応形成に向けた第一歩を踏み出した。会期中に、ホセ・ルイス・ロドリゲス・サパテロ・スペイン首相、ニコラ・サルコジ・フランス大統領、藩基文国連事務総長、アンヘル・グリア経済協力開発機構(OECD)事務総長からILOのディーセント・ワーク実現への取り組みに対する強い支持が寄せられる中、この動きは生まれた。

ファン・ソマビアILO事務局長は、「ディーセント・ワーク実現への取り組みこそ、危機の克服に適した政策枠組みである」との中心的な結論に達したとして、「経済危機に取り組み、政策対応を策定する上で、労使団体を含めた政労使の三者対話が中心的役割を果たすべきであるとの力強いメッセージが発せられた」と語った。

「緊急行動が必要である」と、理事会の労使副議長は金融経済危機について出された特別声明の中で訴え、「我々は、世界経済の下降の期間と規模を最低限に留め、社会への負の影響に対処し、経済回復を加速させるための包括的で調整の取れた施策を必要としている」と唱えた。

声明は、「人々を保護し、生産的で利益を生んでいる企業を支援し、雇用を確保するために、経済危機が实体经济に及ぼす影響」に取り組むために必要な多くの措置を特定しているが、その中には以下が含まれる。

- 消費、貿易そして投資へ向かう資金の流れを確保すること
- 社会的保護及び失業給付の範囲の拡大、訓練・再訓練の促進、職業紹介サービスの拡充を含め、最も深刻に影響を受けている人々を保護すること
- 雇用とディーセント・ワークを最大限に拡大できるように、強力な社会経済や計画を存立できる公共部門と共に、生産的で利益を生み、持続可

国際女性の日のイベント：金融危機が仕事と家族に与える影響に焦点

(World of Work 2009年4月発行第65号より)



© M. Crozet/ILO

2009年の国際女性の日(3月8日)に、ILOは金融危機が仕事と家事責任の男女間に分かち合いに与える影響についてパネルディスカッションを行った。「仕事と家族：ケアに至る道はシェア!」というテーマについての三者構成パネルディスカッションではまた、男女が責任を平等に分かち合うことに取り組んでいる、各国、労使団体の好事例を検討した。仕事と家庭は、仕事の世界におけるジェンダー平等の問題について、一般の意識向上と理解を深めるために2008年6月に開始された「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等広報キャンペーン(<http://www.ilo.org/gender/Events/Campaign2008-2009/lang-en/index.htm>)」の3月のテーマでもある。

イベントでは、ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上に関するミレニアム開発目標の目標3のトーチの受取人であるニジェールのビバタ・ニアンドウ・バリー女性推進・児童保護大臣、ノルウェーのA/Sノルスケ・シェル社のデイビッド・ラフマン・

マネージング・ディレクター、ドミニカ共和国の出身である国際労働組合総連合米州地域組織(TUCA)女性委員会のフランシスカ・ヒメネス副委員長などがスピーチを行った。



© M. Crozet/ILO



© Elysée



© M. Crozet/ILO



© M. Crozet/ILO

- 能な企業を支援すること
- 現在の経済危機の中、社会の進展が損なわれないよう確保すること
 - 危機への取り組みを目的にした施策を実行している国々を支援するため、多国間システムとILO及びILOを構成する政労使との強い協力関係を発展させること
 - 低所得国が危機の影響を緩和できるよう、最低でも現状レベルの開発援助を維持し、追加的融資枠・支援を提供すること

ソマリア事務局長は、「我々は今、明確な前進方法に関する指示を手に入れている」として、「危機が労働と社会に与える影響に対応できるILOの活動を拡大し、ILO加盟国の政労使が対応を策定することを支援し、主要国によるG20会合のプロセス及び国際金融機関を含めた多国間システムへの参加を通じて、我々はこの課題に取り組む」と表明した。

第304回ILO理事会：経済的・社会的危機への対応を討議

2009年3月5日から27日まで開催された第304回ILO理事会は、グローバルな金融経済危機が仕事の世界に与える深刻な影響を緩和し、持続可能な経済回復を刺激するための新たな緊急政策及び方策を検討した。2008年のILOディーセント・ワーク研究賞受賞者でノーベル賞受賞者のジョセフ・スティグリッツ教授が、3月12日の理事会特別会合で演説した。3月23日に開かれた、現下の世界金融経済危機に関するハイレベル三者構成会議では、国際通貨基金（IMF）のドミニク・ストロスカーン専務理事などの出席を得て、世界40カ国を網羅する報告書に基づいて実効性ある危機対応策について討議した。社会・雇用政策委員会では、危機に対するILOの対応を検討した。

第8回 欧州地域会議 経済危機への整合性ある対応を望む

(World of Work 2009年4月発行第65号より)

第8回ILO欧州地域会議は「この60年間で欧州を襲った最も深刻な経済危機」の中、雇用の維持と経済成長の回復に向けた調整の取れた取り組みを求めて2009年2月13日に閉幕した。会議では「総需要の拡大、デフレスパイラルの回避、雇用とディーセント・ワークの機会の維持を目指す整合性ある景気刺激策の設計」及び「改革後の金融市場が、生産的な投資とディーセント・ワークのために持続可能な企業が必要としている資本を供給すること」を確保することが決定的に重要だとされた。

ILOの欧州、中央アジア加盟国の政労使代表は、最も脆弱な層の人々が労働市場から離れたり、働く貧困層に陥らないよう保護することを求め、「今回の危機の重大さから見て、緊急に必要なのは効果的な社会対話と団体交渉」であることを強調した。

「長期的には危機の影響を単に悪化させることにしかならないすべての形態における保護主義を回避する」ための方法として、「国、地域、世界

の各レベルで政策に一段と一貫性を持たせること」が説かれた。

会議参加者はまた、「人種、宗教に対する憎しみ、移民や少数民族に対する差別、組合代表を不当に処遇すること、危機を悪化させるであろう保護主義的経済政策といった形で現れてくる、失業と社会的排除の高まりに対する政治的な反応が再燃するリスクに警戒を怠らないこと」も公約した。

ペトラ・ウルスヘーファーILO欧州・中央アジア総局長は閉会の辞で、「今回は、いつもの会議とは異なったものだった」と述べ、次のように続けた。「かつてないほど意見の一致と連帯が求められている。個々の事情が多様であるにもかかわらず、各国政府の危機対策アプローチにおける多くの類似点が明確になってきた。すべての国の政労使間で、危機による社会的影響の緩和に向けて道を開くのはディーセント・ワーク実現に向けた取り組みである、という強いコンセンサスが見取れる。」

政労使代表による会議の結論は次のように記す。「経済危機の厳しさは、安定した職にある労





©ILO

働者も含む多数の労働者に影響を与えている。金融市場が正常な状態に戻るまで、賃金カット、更なる一時解雇、失業率の上昇という脅威は続くだろう。」

会議の結論はまた、仕事における基本的原則と権利を保護し、国際労働基準を推進し、技能開発と訓練を増強し、社会対話の仕組みを十分に活用すべきことも強調する。仕事における原則と権利は「景気後退が労働者の搾取につながるリスクに対する重要な防御策になる」とも言明している。

ウルスヘーファー総局長は、「我々はまた、欧州機関、国連機関、さらに政府及び労使団体の地域ネットワークを通じて、地域レベルにおいて緊

密な協力体制を促進すべきである」とした上で、「欧州、中央アジア地域は、持続可能な発展への道筋を作り上げる必要性を見失うことなく、世界レベルで政策の整合性を推進する上で主導的役割を果たさなければならない」と語る。

会議はまた、ILOと域内加盟国政労使がディーセント・ワーク実現への取り組みを実施する総合的なアプローチを開発するための重要な手段となってきたディーセント・ワーク国別計画に政労使が一層積極的に参加することを呼びかけた。

欧州・中央アジア地域のILO加盟国は、地域の優先事項を定め、政策を策定するために4年ごとに会議を開いている。

アジア：経済危機対応では雇用、中小企業、脆弱な部門を優先

(World of Work 2009年4月発行第65号より)

2009年2月18～20日にマニラに集まったアジア太平洋地域の労使及び財務、企画、労働の諸省の代表は、世界的金融・経済危機が地域経済に与えると予想される深刻な影響を緩和し、より迅速かつ公平で持続可能な回復を刺激する政策と方策を緊急に導入することを提案した。

マニラでの3日間にわたるハイレベル地域フォーラムは、世界的な景気下降を検討し、不可欠な

政策対応と実際的な方策を特定した。アジア開発銀行(ADB)、世界銀行、国際通貨基金(IMF)、他の国連機関、学識者、外交官も出席した。各国にとっての懸念事項は、外需と送金に依存する産業部門及び景気後退が他の経済部門や最も脆弱な人々と最も貧しい人々に与える波及効果であった。フォーラムの参加者の中心的な不安材料は、域内数百万人に影響を及ぼすであろう雇用喪失の可能性とディーセント・ワークへの脅威であった。



財政資金や頼みとできる準備金が限られる国々が景気刺激策を通じてこの問題に対処する能力に特に懸念が表明された。

この大規模な危機に効果的に対応するにはすべての人にとって安定、安心そして公正が保障される世界金融システムが求められる。フォーラム出席者は、政府の行動及び国際的な行動は一貫性のある調整の取れたものとすべきことを強調した。景気刺激策は包括的なものとし、持続可能な回復と成長のために雇用の維持と創出及び社会的保護を中心に据えることを目指す必要があるとされ、以下のような具体的な方策が求められた。

- ディーセント・ワークを保護し、支援すること
- 特に柔軟な労働時間、賃金、一時解雇、離職策の交渉における団体交渉と社会対話
- 男女労働者、特に解雇された労働者が働き続けられるよう、インフラ工事と労働集約的な公共事業を早期に実施すること
- 特に中小企業や起業者を対象にした、融資機会の確保を含む企業支援策
- 農村部や農業経済のような特定部門、移民、インフォーマル・セクターで働く労働者、女性や若者など脆弱な層への重点的支援
- 脆弱な層を支援し、可処分所得水準を高めることに向けた社会保障・社会的保護制度の拡充
- 開発途上国向け資金援助、国際金融機関の融資条件の緩和を含む国際的及び地域的支援
- ILOは上記の優先的方策の支援に向けて、開発におけるパートナーと活動主体の動員を支援し、危機対応及び貿易・商業障壁削減における地域協力を強化し、成長、雇用そしてディーセント・ワークへ向けた国内、地域、国際的な政

策整合能力を構築すること

山本幸子ILOアジア太平洋総局長は、次のように語る。「フォーラムは、国内、地域、国際的対応は首尾一貫し、互いに調整されたものとし、経済的要素だけでなく社会的要素も考慮に入れるべきである、という強いメッセージを打ち出した。危機は深刻さを増しているが、まだ最悪の状態には至っていない。危機が広がるにつれて、最も貧しい人々と最も脆弱な立場にある人々がその無慈悲な影響を強く受ける可能性がある。政策に実効性をもたせるためには、支援は社会と経済のすべての階層に行き届かなければならない。これはグローバル化時代初の大規模な危機であり、世界規模の対応が求められている。その対応を育む上でILOは重要な役割を担っている。ディーセント・ワーク実現への取り組みと社会対話がこれほど重要になった時はない。我々は話し合いを継続させなければならない。最低賃金、基本的権利、基準といった今までに得た進展を放棄することで、問題を悪化させるべきでない。」

「経済危機への対応—アジア太平洋における成長、雇用、ディーセント・ワーク実現に向けた政策整合」をテーマに掲げたこのハイレベル・フォーラムは、今回の危機が各国とその労働者に及ぼす影響を討議するためにILOが招集したものであった。

フォーラムは、ノルウェー政府の協力を得て、ADB、フィリピンの労働雇用省と共催で開かれた。2009年3月にILO理事会においてもたれた経済危機ハイレベル会合にその成果が提出された一連の地域会合の一つに位置づけられる。

金融危機に端を発する世界同時不況下で いかにして社会正義を守るか —世界社会正義の日記念セミナー—

2009年3月4日、世界社会正義の日(World Day of Social Justice)の制定を記念し、ILO駐日事務所と財団法人日本ILO協会の共催により、ILOと社会正義について改めて考え直すと共に、2月にマニラで開かれた経済危機対応ハイレベル地域フォーラム(20~21ページ記事参照)の報告会を兼ねた記念セミナーを国連大学ビル内エリザベス・ローズ国際会議場で開催した。

会合では、まず、長谷川真一・ILO駐日代表より、「ILOと社会正義を目指す活動について」と題して、世界社会正義の日の制定の意義、及びILOの基本的な目標、目的が「社会正義の実現」にあることを確認の上、厳しい環境下においても「すべての者にディーセントワーク」を通じた社会正義が実現するようILOが現在行っている取り組みなどについて説明がなされた。

続いて、経済危機に対応したアジア・太平洋地域における成長、雇用及びディーセント・ワークのための整合的な政策について話し合うため、2月に開催されたフォーラム(マニラ・ハイレベル会合)に出席した、村木太郎・厚生労働省総括審議官及び中島滋・ILO労働側理事の両者よりそれぞれ会議での議論の概要について報告が行われた。既に、アジアの各国においても雇用不安は増大してきており、各国において景気刺激策を積極的に行うなどの対応が取られつつあるものの、現実の影響の度合いについては国により差があり、その切迫度においても濃淡が見られることなどが披露された。

ILO初の世界社会正義の日を祝う (World of Work 2009年4月発行第65号より)

ILOは2009年2月20日、「危機：社会正義にとって脅威か、それとも機会か?」というテーマで初めての「世界社会正義の日」を祝った。国連総会は2007年11月に、2009年より毎年2月20日を世界社会正義の日とすることを決定した。このILOのイベントでは、世界的危機の中で実施されつつある国際的な政策とそれらが社会正義の追求にとって持つ意味について意見を交換するために、学識者、金融関係者、国際機関・非政府組織の代表者、仕事の世界に係わる人々が一堂に会した。

ファン・ソマビアILO事務局長、レイモン・トレスILO国際労働問題研究所所長、世界経済フォーラムの中東討議の共同議長であり、DMIのグループ執行責任者であるイスマール銀行のハリド・ジャナヒ会長、ブルー・オーチャード・ファイナンスのジャック・ロウ会長、国際建設林業労連(BWI)のアニタ・ノーマーク書記長、世界経済フォーラムのリック・サマンズ・マネージング・ディレクター、インターナショナル・ブリッジズ・トゥ・ジャスティスの創設者であるカレン・ツェ最高執行責任者(GEO)がパネリストとして参加した。

世界社会正義の日についての詳細は、特設ウェブページ(<http://www.ilo.org/socialjustice>)またはILOコミュニケーション広報局(TEL: +41-22-799-7912または7353、E-mail: communication@ilo.org)まで。



金融部門会議：ILOは増加する金融部門労働者の雇用喪失に取り組む新たな緊急政策措置を要請

(World of Work 2009年4月発行第65号より)

労働者、使用者、政府の代表が集まり、世界的な金融経済危機が世界中で2,000万人を超える金融部門の労働者に与えている深刻な影響を緩和し、持続可能な景気回復を刺激する新たな緊急政策措置を要請した。金融危機が金融部門の労働者に与える影響を討議するために2009年2月にILOで開かれた2日間にわたるこの世界対話フォーラムでは、金融部門で広がりつつある雇用縮小に対する効果的な対応は、経済及び規制上のニーズと、この部門における雇用、労働条件、技能要件、社会的保護に対する影響とを調和させたものとするべきだ、との意見が出された。



© M. Crozet/ILO

フォーラムに提出された報告書によると、金融部門では2007年8月以降32万5,000人が失業した。報告書は、その40%が2008年10月以降に発生しているとしつつ、この数字は過小に見積もられたものである可能性を指摘し、景気後退が深刻化し、他国に波及するにつれて失われる雇用数は今後数ヶ月で更に加速するだろうと述べている。

フォーラムの結論は使用者、労働組合、労働者の代表間の対話を呼びかけ、一時解雇は他の方策が尽きた後の「最後の手段」としてのみ使用されるべきだとした。

危機の社会的影響を緩和するために取り得る実際の方策として、結論では以下のような措置が強調された。

- 結社の自由、団結権・団体交渉権を含め、仕事における基本的原則及び権利を考慮し、労働と社会面に関しては改革過程に社会的パートナー（労使）を関与させること
- 事業の再構築は使用者、組合、労働者の代表間の対話と協議を基盤としたものとする
- 技能の向上、生涯教育及び調整を支援する積極的労働市場政策を通じて、労働者のエンプロイアビリティ（就業能力）を確保すること
- 特に金融部門で働く大勢の女性に対し、平等政策における進展を維持すること
- 非典型雇用についている労働者を公平に処遇すること

- 危機を悪化させるような保護主義的政策を回避するように施策を調整すること

結論は、政策対応の鍵として、ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、1998年の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、2008年の「公正なグローバル化のための社会正義宣言」、持続可能な企業の振興に関する2007年のILO総会の結論を挙げている。

最後に、ILOに対しては、危機や改革が金融部門における雇用及び社会・労働の側面に与える影響を監視し続けること、政府と社会的パートナーと協力しながらこれらの事項に関する行動計画を策定すること、そして政府と社会的パートナーが金融危機及び改革プロセスの社会・労働の側面に取り組むことを支援するよう要請した。

食糧価格危機のディーセント・ワークへの影響に関する三者構成技術ワークショップ (World of Work 2009年4月発行第65号より)

ILOは2009年3月5～6日に、世界的な食糧危機とそのディーセント・ワークへの影響についての2日間にわたるワークショップを開催した。会合は世界的な食糧安全保障の達成及び、その達成のための国家計画の開発と実施に労使団体のネットワークを関与させるような施策を提案した。ILOは、ディーセント・ワークが地球規模の対応の一部に組み込まれることを確保するために、国連の食糧安全保障危機ハイレベル・タスクフォースと協力して活動を進めていくことになる。

新パートナーシップ、 新イニシアチブ

社会包摂サービスの新しいテクノロジー

(World of Work 2008年12月発行第64号より)



©ADBIF

60年前の1949年、途上国に技術援助を提供することで、ILOはその組織の「真に急進的な変容の一步」を踏み出した。2009年現在、新しいパートナーシップ提携の結果、多くの新規プロジェクトが実施されている。本記事では、マイクロインシュアランス・イノベーション・ファシリティ（小規模保険刷新ファシリティ）とアフリカのための協同組合ファシリティ（COOPAFRICA）という、二つの主要な新規イニシアチブを取り上げる。

【リマ】大手保険会社と灌漑利用者の協会がタッグを組んで、ペルー国内の多くの小規模農家向けの最初の小規模生命保険提供者となった。国内に160万人の会員を持つペルー灌漑地区利用者国家委員会（JNUDRP）は、農村人口の3分の1を援助する目的で、新しいイニシアチブを実施する予定である。ペルーで有名な保険会社であるラ・ポシティブ・セグロスによって運営されるこの小規模保険は、900万人の地方在住者の多くに、社会的

保護を提供する最初の一歩になるであろう。

この保険プランは、収穫によってもたらされる収入からわずかな支出を行うことで小規模生命保険に加入できるようにする。保険料は、農民が払う灌漑費用に上乗せして請求される。保険加入者は毎月0.5～2ドルの掛け金を払う見込みである。

「これは、家族を失うことで多大な困難に直面する農民の多くの、生活の質を向上させる素晴らしいイノベーションだ」と、JNUDRPのビルヒリオ・ブレニス委員長は言う。

ペルーの農村における灌漑は、コロンブス上陸以前から行われていた。JNUDRPは1980年代半ばに設立され、現在、沿岸部、山間部、ジャングル地域の112の地域連合委員会から構成される。

「その社会基盤は158万4,368人の農民から成り立っている。保険加入者たち（男女両方）はペルー国内の農地所有者の92%を占める」とブレニス委員長は語る。

ラ・ポシティブとJNUDRPが推進するこのイニシアチブは、2008年にILOの小規模保険刷新ファシリティの第1次募集に応募した40ヵ国127件の中から選ばれた9プロジェクトの一つである。

このファシリティはビル&メリнда・ゲイツ財団の資金援助を受けて、ILOの社会的金融計画が運営する。2012年までの5年間で、総額1,800万ドルの助成金が、途上国の40～50件の小規模保険プロジェクトに提供されることが期待されている。

貯蓄口座、保険、ローンなどの金融サービスは、低所得者が生活リスクを管理し、チャンスを活用し、彼ら自身を貧困連鎖から解き放つ上で、画期的な助けとなる。貯蓄により、資産を積み上げ、ヘルスケアや教育にお金を使うことができる。作物保険、健康保険、生命保険は、干ばつ、疾病、一家の稼ぎ手の死によってしばしば起こる破滅的な経済的打撃から低所得者を守ることができるが、実際に正式の金融サービスの恩恵を受けられ

る人々はほとんどいない。

小規模保険は、保険加入者のニーズと所得に見合った掛け金の支払いにより、これらのリスクから貧しい人々を保護する仕組みである。ILOの小規模保険刷新ファシリティの第1次募集では、アフリカ、アジア太平洋、中南米カリブ海地域から各3件が選ばれ、そのすべてがビル&メリンダ・ゲイツ財団の資金援助を受けた。

ペルーのプロジェクトの他に、下記のプロジェクトが選ばれた。

ルニオン・デ・ザシュランス・デュ・ブルキナ・ビー (UAB、ブルキナファン)：既存のインフォーマル・セクターの起業家向けの貯蓄型生命保険商品を、新しいテクノロジーを活用して、より大規模な形で普及させる計画である。顧客にスマートカードを、集金人に端末装置を配布することで、掛け金の確かな集金、日々の集金にかかる高い経費、不正行為など主要な課題に対処する。科学技術は商品管理を向上させ、UABの事業拡大を手助けする。

スウェーデン協同組合センター (SCC)：パートナー組織連合と協力して、ケニアの低所得者層のための、健康、傷害、葬儀保険がセットになった家族保険「BIMA YA JAMI」の大々的な普及を目指す。このプロジェクトは三つの主要課題、つまり、小規模保険提供者の能力不足、低所得者向け商品が実際はそのニーズを十分に満たしていないこと、小規模保険の提供基盤があまり効率的でないこと、に取り組む。新商品を管理、提供するための技能強化も行う。パートナー組織連合はまた、金融教育キャンペーンを展開し、新しい提供チャンネル(貯蓄貸付協同組合、小規模金融機関、職工組合、青少年組織、福利厚生・信仰グループ)との連携強化を行うことも計画している。

ホラード保険：この南アフリカの家族経営保険業者は、質の高い任意商品を貧しい人々が負担可能な形で提供できるやり方の習得を希望している。プロジェクトが焦点を当てるのは、途上国の低所得世帯にはほとんど提供されていない、住宅・資産などを対象とする短期保険である。この保険業者は低所得者市場に到達するために、小売業者、携帯電話通話料業者など革新的な提供チャンネルを開拓する。

保険・危機管理センター (CIRM)：このインドの非営利学術機関は、保険業者、非政府組織(NGO)、規制機関と協力して革新的な保険商品の

開発・推進、また危機軽減メカニズムの理解を深めるための多様なアクションリサーチを行っている。このプロジェクトで、CIRMはインド国内における小規模保険商品好事例地図を作成する予定である。

ICICIプルデンシャル：このインド最大の民間生命保険会社は、大規模従業員グループに貯蓄要素を伴った定期生命保険を試験的に提供する。このプロジェクトの当面の対象は、紅茶プランテーションで働く部族民従業員であり、目的は最新技術の導入による手続き費用の大幅な削減と顧客サービスの向上である。

デジャルダン・デベロプマン・インテルナシオナル (DID)：SANASA保険株式会社 (SICL)、BASIX (インド) とのパートナーシップの下、DID (カナダ) は、天候指数保険を中心とした保険の需要、将来性、製品デザインを検討する実現可能性調査をスリランカ国内で実施する。BASIXとDIDの技術支援により、スリランカの保険業者が農村保険サービスに関するBASIXの成功例を改善した形で移転することを目指す。

代替保険会社 (ハイチ)：この保険会社は、大手一般銀行BNCと葬儀場ネットワークと協力して葬儀保険商品を大規模に普及させる予定である。この試みはハイチの小規模金融機関フォンゴズと2007年に協力して成功を取めた小規模保険プロジェクトと、ハイチの低所得世帯にとって葬儀費用が最も重要なリスクの一つであることを証明した包括的な市場調査を基礎とする。

アソシアシオン・メヒカナ・デ・ウニオネス・デ・クレディト・デル・セクトル・ソシアル (AMUCSS)：農村組織と民間保険会社との戦略的同盟関係の下、AMUCSSはメキシコの辺境農村部に小規模保険を提供する制度モデルの構築を計画している。プロジェクトは、小規模保険提供ネットワークの形成、顧客のニーズに合った商品開発、消費者や取扱業者の教育、応用研究などの幾つかの要素から構成される。AMUCSSは、民間、学術機関や草の根組織など65を超える組織とパートナーシップを結ぶことを提案している。

より詳しい情報は、ILO小規模保険刷新ファシリティの下記ウェブページまで。

<http://www.ilo.org/microinsurance>

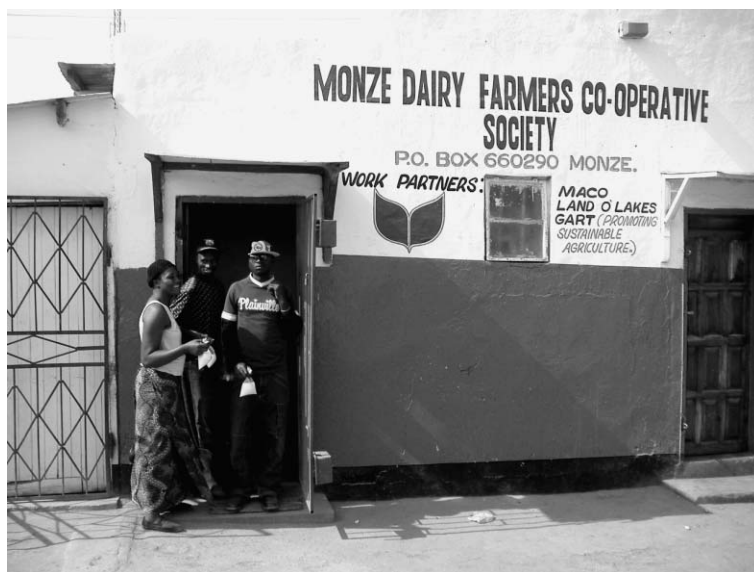
©ADB



上：農村協同組合の灌漑井戸(ペルー)
中・下：農村の貧しい人々向けの小規模保険(メキシコ)



© COOPAFRICA



C-O-O-P A F R I C A

>>

【ダルエスサラーム】2005年にアフリカで実施されたILOの調査によると、アフリカの協同組合は「再生/ルネッサンス」の段階に差し掛かっているが、その実現には適切な法的・制度的環境、幅広い周知、より強力な発言力、さらなる多角化、ガバナンスの改善、より良い運営、ネットワークと構造が必要であるとされた。

ILOは過去88年にわたり協同組合の育成に携わっていて、この分野で国際基準（2002年の協同組合の促進勧告（第193号））を策定した唯一の国連機関である。2007年末、ILOは、雇用創出、市場アクセス、所得創出、貧困削減、社会的保護の提供及び社会における人々の声の代弁といった協同組合の能力の強化を目指し、協同組合の自助メカニズムを動員し、そのガバナンス（統治力）、効率性、パフォーマンスを向上させる「アフリカのための協同組合ファシリティ（COOPAFRICA）」をスタートさせた。

タンザニアのダルエスサラームにあるILO東アフリカ事務所に拠点を置くこのプログラムは、主に英国国際開発省（DFID）の財政支援を受け、またスウェーデン国際開発協力庁（SIDA）、フィンランド政府、国連開発機関アラブ湾岸プログラム（AGFUND）の支援も受けている。東部及び南部アフリカ地域のボツワナ、エチオピア、ケニア、レソト、ルワンダ、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビアの9カ国が現在プログラムに

参加していて、将来的には域内の他の国も追加される予定である。発足から12ヵ月、プログラムは草の根と政策レベルの両方で多くの活動を展開している。

政策面でCOOPAFRICAは、レソト、マダガスカル、モザンビーク、タンザニアのザンジバル島などで、協同組合政策と法制改革を支援している。また、ボツワナ、コモロ、ナミビア、ルワンダのディーセント・ワーク国別計画の策定にも積極的に関与し、アフリカにおける「一つの国連（One UN）」の試験国4カ国のうち3カ国（モザンビーク、タンザニア、ルワンダ）でも活動している。

COOPAFRICAは域内の協同組合組織の能力強化も行っており、タンザニア協同組合連合会（TFC）、ウガンダ協同組合連盟（UCA）、ザンビア協同組合連合会（ZCF）などがより質の高いサービスを組合員に提供できるよう支援している。また、英国協同組合カレッジと協力して、アフリカの協同組合カレッジがカリキュラムを見直し、第一次協同組合へのサービス提供能力を強化する手助けをしている。

一方、COOPAFRICAチャレンジファンドは2008年6月締切の第1次募集において応募145案件のうち、10件を選んだ。このファンドは公開競争入札で助成金を提供する資金提供メカニズムである。貧しい人々に金融サービスを提供するなど特定の目的を達成するようにファンドはデザインされている。入札書類は、特定分野の専門家パネルの支援の下、選考委員会の定める透明性の高い規程に基づき審査される。条件付きでこれまでに選ばれた案件には以下のようなものがある。

アンボ・ユニバーシティ・カレッジ（エチオピア）：社会的保護の拡充を図るために、エチオピアへの医療協同組合のスムーズな導入の実現可能性調査を行う。

協同組合保険会社（CIC株式会社、ケニア）：特に協同組合に影響するリスクに関する情報を収集・配布し、ケニア国内の協同組合が直面するリスクの種類の評価を実施することによって持続可能な企業の開発を推進することを目指す。

ケニア協同組合全国連合会（KNFC、ケニア）：協同組合活動リーダーのガバナンス、透明性、説明責任を強化し、効果的な協同組合運動の育成を推進するために、協同組合ガバナンス・プロジェクト（CGP）を実施する。

ウリリ農業協同組合団体株式会社（ケニア）：

南部ニャンザ地方を対象に、大豆などの新しい作物を導入することで多角化を図り、地元の農業従事者に新しい所得創出活動、雇用の機会を創出することで生計手段の変革を目指す。

ダンダリザ株式会社（タンザニア）：ダンダリザ社が組織するすべての貯蓄貸付協同組合の日、週、月ごとの現金残高のモニタリングを円滑化する情報ツールを導入する。このプロジェクトは貯蓄貸付協同組合サービスの到達範囲と効果を向上させ、貧しい人々にマイクロファイナンス（小規模金融）を提供し、貧困削減に寄与することが期待される。

ウガンダ・クレイン乳製品製造協同組合連合（ウガンダ）：このプロジェクトは酪農農家が乳製品のバリューチェーンでより大きな役割を果たせることを目的とする。プロジェクトの目標は、雇用と所得の増加、より堅固な協同組合組織、製品の品質向上である。

モンゼ酪農農家協同組合団体（ザンビア）：酪農用家畜の補充プログラムを実施し、モンゼとチョマ地区の一部で小自作農を対象に貧困削減、食糧の安定供給を目指す。

ツワタシャ多目的協同組合団体（ザンビア）：マンサ町のゴミ収集・処分において質の高いサービスを提供する衛生プロジェクトを実施し、協同組合員に安定した雇用と所得を提供する。

シカロ・サボマケ協会（スワジランド）：協同組合設立を目指す女性組織のローカル製品の生産拡大、地元の市場開拓を行うことで、失業中の女性たちに新しい雇用の機会を創出する。

ザンビア協同組合連合会（ザンビア）：協同組合運動の再構築を行うことで、協同組合がサービスを向上し競争力を高め、持続可能な協同組合事業が創出されるよう、ザンビアの協同組合育成のための包括的戦略を策定している。

この新しいILOのイニシアチブは、国際協同組合連盟（ICA）、英国協同組合カレッジ、協同組合振興推進委員会（COPAC）、国際労働組合総連合アフリカ地域組織（ITUC-Africa）、国際使用者連盟（IOE）、アフリカ連合事務局とのパートナーシップの下に、アフリカ中の女性及び男性の日々の生活に変革をもたらすことを目指して実施されている。

より詳しい情報は、ILOのアフリカのための協同組合ファシリティ（COOPAFRICA）のウェブページまで。<http://www.ilo.org/coopafrica>



COOPAFRICAチャレンジファンドの支援を受けている貯蓄貸付協同組合のダンダリザ株式会社



COOPAFRICAチャレンジファンドの被助成機関の一つ、ウリリ農業協同組合団体株式会社（ケニア）



ダンダリザ株式会社（タンザニア）の組合員

仕事の世界報告書2008年版

金融グローバル化時代における 所得格差

(World of Work 2008年12月発行第64号より)



© M. Crozet/ILO

ジ ュネーブ
1990年代の初
め以降、多く
の新たな雇用
を創出してきた力強い経済
成長にもかかわらず、所得
格差は世界のほとんどの地
域で著しく拡大し、現在の
世界金融危機により更なる
拡大が予測されると、ILO
の研究機関である国際労働
問題研究所(IILS)が発表した最新の調査報告書(注1)
は記す。研究所のレイモン
・トレス所長は、ディーセ
ント・ワークを実現するた
めの取り組みを促進するこ
とは、危機が与える社会的
影響に取り組む上で有用で
あると論じる。

金融危機は仕事の世界に打撃を与え、

過去1年間にわたって発達し、2008年8月に吹き出した金融危機は、世界経済に対する近代史上最も重大な脅威の一つである。信用破綻と株式市場の混乱は企業の投資決定のみならず、労働者の所得や仕事に影響を与え始めている。幾つかの主要先進国は実質的に景気後退に突入し、失業率は上昇傾向にある。新興国や開発途上国の経済成長は時に大幅に鈍化している。

金融危機を乗り越えるため現在行われている試みはもちろん歓迎すべきであり、原則的には新たな大恐慌を回避する助けになるべきである。しかし、救済措置と同じくらい重要なのは、危機の構造的側面にも取り組むことである。この報告書が示すように、危機以前に発生した所得格差の拡大が、この点において極めて暗示的である。

所得不平等が拡大する中で起こったが、

金融救済策のコストはすべての人によって賄われるが、先の景気拡大期における恩恵の配分は不平等であった。

1990年代初期から2000年代半ばまでの間に、データが存在する約3分の2の国々で高所得世帯の所得合計が、低所得世帯の所得合計よりも急速に拡大した。同様の傾向が、利益に対する労働所得、低賃金労働者の賃金に対する高所得者の賃金など、所得格差のその他の側面でも見られる。データが存在する73カ国中51カ国で、所得全体における賃金の割合は過去20年間で低下した。同じ時期に、賃金生活者のうち上位10%と下位10%の所得階層間の所得格差は、データの入手できる国々のうち70%で拡大した。

この時期は比較的急速な経済成長と好調な雇用創出が見られた。2007年には、1990年に比べ世界の雇用はおよそ3分の1増加した。つまり、2007年に終焉した好調期から得られた利益は、中・低所得者層よりも高所得者層に恩恵をもたらした。

所得不平等拡大のペースは おそらく過剰な速さであった。

所得格差の拡大は有用な場合もある。勤労努力、技術革新、技能開発に対するより強力な報酬を示す場合があり、このことは翻って、貧富を問わずすべての人々に明るい経済の見通しをもたらすであろう。逆に言えば、所得格差があまりに小さいと、例えば、就職志望者にとって労働市場があまり魅力的と映らないため、雇用の展望に影響を与える可能性がある。また、所得格差がほとんどないと、リスクを冒したり、人的資源に投資する意欲を弱めてしまう可能性があり、そのため経済成長の見通しにマイナスの影響を及ぼす。

しかし、所得の不平等が拡大すればするほど、社会的に害を及ぼし、経済的に問題となる事例が幾つかある。

(注1) World of Work Report 2008: Income inequalities in the age of financial globalization (仕事の世界報告書2008年版: 金融グローバル化時代における所得格差)、ISBN 978-92-9014-868-5、国際労働問題研究所、ジュネーブ、2008年。

過度な不平等が起こっていると認識される場合、社会の軋轢が増す証拠がある。もし低所得者層や中流階級の人々が、成長を促進する政策は自分たちや子どもたちの状況改善にはほとんど役に立たず、高所得者層に恩恵をもたらすと信じるならば、そのような対策に対する社会的支持は失われるであろう。格差拡大に反比例して回答者の寛容度が減少することを調査が示している。

報告書はまた、所得格差について観測された傾向が持続できないかもしれないという兆候は、金融危機以前に既にあったと指摘している。厳しい賃金引き締めで直面し、労働者とその家族は住宅投資の決定や、時には消費の決断のためにもますます借金を重ね始めた。国によってはこのことが国内需要と経済成長を支え、これは金融イノベーションによって可能とされた。しかし、今回の危機はこの成長モデルの限界を強調した。

したがって、所得格差が過度に拡大しないよう取り組むことが政策立案者にとって重要である。同時にこの分野でのいかなる取り組みも、雇用維持の必要性を考慮に入れるべきである。しかし、報告書は、雇用と公平性の二つの目標を共に達成することは可能であるとしている。

格差の構図が反映するのは、第1に、経済の不安定性を増強させた金融グローバル化のプロセス、

報告書は第2章において、所得格差を推進した主要原因は、国際資本の流れへの規制緩和がもたらした金融のグローバル化であったと述べている。

金融のグローバル化は貯蓄配分の改善を助けることによって経済成長を刺激し、同時にまた信用収縮を緩和し、低所得者層の所得展望を向上させることを期待してこの動きは進められた。

しかし、金融のグローバル化は世界の生産性向上と雇用成長に寄与しなかつただけでなく、経済の不安定性を強めた。1990年代の全体的な銀行危機は、動乱の1970年代末の10倍の頻度で発生した。

そのような経済の不安定性の高まりは典型的なこととして低所得者層に多大な犠牲を強いる。先の経験により、全体的な金融危機に伴う失業は特に強力で、脆弱な層に長期間の影響を及ぼすことが分かっている。投資の落ち込みの結果によってもまた、失業が悪化することが予測され、これは所得格差をさらに助長する可能性がある。さらに、金融のグローバル化により大半の諸国で総所得に

占める賃金比率の下降傾向が強まった証拠がある。他方で、金融のグローバル化は、先進国と新興国双方においてマクロ経済政策に規律的な影響を与えた。

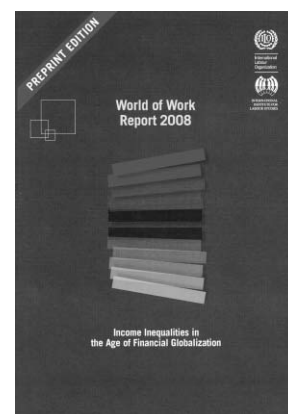
したがって、政策に必要なのは金融の規制緩和でも孤立政策でもない。中道政策を達成するための選択肢は幾つかある。重要なのは、各国政府は各政策が社会に与える影響を考慮することである。多くの開発途上国のように金融市場が十分に発展しておらず、監督メカニズムが弱い諸国では、金融のグローバル化に慎重に対処することが特に重要である。しかしすべての国において、一部の金融機関が取る無責任なリスク行動を減らすような慎重な規制を強めることが肝要である。事実、これらの機関が無責任な財政状態から得られた利益をすべて握りしめ、その運用から生じた損失の一部を社会や納税者に転嫁するといった「モラルハザート」の問題がある。また、各国間での協調した取り組みにも一つの役割がある。

第2に、企業業績とは連動していない役員報酬の急上昇、

グローバルな企業統治における動向も、過度の所得格差の考え方に影響を及ぼしてきた。重要な動向に、最高経営責任者や役員いわゆる「成果主義報酬制」の利用がある。

結果として、役員報酬は急上昇を示した。例えば米国では、2003年から2007年の間に執行役員の給与は実質で45%増になる一方、平均的役員の場合は15%増、平均的米国人労働者の場合は3%以下の伸びであった。そのため2007年までに、米国の最大手15社の執行役員の平均給与は、2003年には米国の従業員平均の300倍超だったものが500倍以上にもなった。同様のパターンはオーストラリア、ドイツ、香港（中国）、オランダ、南アフリカなどの国々でも見られる。

重要なのは、実証的研究が示すには、これらのシステムが、企業業績に対し、あるとしてもそれ程大きな影響をもたらさなかつたことである。さらに、国によって大きな違いがあり、実質的に能力給と企業収益の間には何の関連も見い出せなかつた国もある。この分野はさらに調査する必要があるのは明確であるが、示された傾向の裏にある考えられる説明は、制度的な枠組みに



© M. Crozet/ILO

市場に出す年金生活者
(英国)



©M. Crozet/ILO

よって円滑化されているものとして、役員たちが企業のオーナーに対して交渉上優位に立っているということである。

要するに、役員報酬の動向は格差を促進すると同時に経済的に非効率であった可能性が証拠から推測される。このことは、政策行動に果たすべき役割があることを示唆する。これに関連して、現在幾つかの選択肢が検討されているが、各々の正否を評価するには時期尚早である。

第3に、制度上の変化と再配分政策の弱体化。

国内の労働、社会及び租税政策も観測された結果に寄与してきた。第3章において記述されている労働組合の組織率の低下にもかかわらず、分析された大半の諸国において労働団体は再配分的な役割を持ち続けている。特に、高い労働組合組織率、より調整の取れた団体交渉構造、団体交渉における合意事項の適用範囲の拡大は、格差の縮小に関連している傾向がある。しかし、これらの労働団体にとって、グローバル化をもたらす地球規模の潮流に逆らうのは困難である。全体として、労働市場が供給不足の国でさえ、従業員の交渉上の立場は弱体化したように思われる。

もう一つの重要な要因は、大半の諸国において過去およそ15年以上にわたり観測されてきた非正規労働者の増加であった(第4章)。事実、非正規労働者の給与は正規労働者より大幅に低い。より根本的なこととして、変化する雇用パターンも労働者、特に低技能労働者の交渉上の立場を弱めてきた可能性がある。

最後に、大半の諸国では累進課税の度合いが緩められ、経済成長が生んだ利益を再配分する機能が低下している。これは、高所得層の減税を反映している(第5章)。1993年から2007年の間に(データが存在する全諸国の)平均法人税率は10ポイント引

き下げられた。個人所得税の最高税率の場合、同時期に3ポイント減税になった。第5章はまた、租税累進性の緩和を相殺する社会政策が通常見られなかったことを示している。

高所得者や高収益に対する減税は、経済効率の理由で正当化され得る。経済全体を引き上げる効果といった公平性の目的に見合う場合さえあるかもしれない。しかし、効率性と公平性のトレードオフを考慮したとしても、そのような減税が不十分な結果をもたらす場合もある。同様に、より強力な社会的保護は、良く設計されたものであれば、雇用の目的に資する可能性がある。報告書は、経済発展レベルの異なる諸国で見られるそのような政策の例を挙げている。条件付現金給付の利用は、この点で興味深い革新的な政策を示す。

したがって、今はディーセント・ワークの目標と共に前進する時期である。

しかし、『仕事の世界報告書』に記載される証拠は、もし各国の政策決定者が雇用の維持と同時に自国の過度の不平等について懸念しているのなら、使える効果的な手段が存在することを示している。第6章は、比較的強力な三者構成の機構、適切に策定された労働規制と社会的保護を備え、労働者の基本的な権利を尊重する国は、雇用だけでなく、所得格差の拡大傾向を抑える点においてもうまくやっていることを記している。まさに、このことがディーセント・ワークに向けた取り組みの真髄である。

ディーセント・ワークに向けた取り組みを進めることは、金融危機の社会的影響への取り組みに役立つだろう。金融制度改革と共にこの取り組みもまた、より均衡の取れた持続可能な経済の達成に貢献するであろう。



©M. Crozet/ILO



©M. Crozet/ILO

ファン・ソマビアILO事務局長三選

(World of Work 2008年12月発行第64号より)

2008年11月に開かれた第303回ILO理事会において11月18日に事務局長選挙が行われ、ファン・ソマビア現ILO事務局長が三選された。2009年に創立90周年を迎えるILOの第9代事務局長として、2014年3月までの任期を務める。初の南半球出身者(南米チリ)であるソマビア事務局長は、1999年3月の就任以来、ディーセント・ワーク課題の促進を通じて、ILOに新たな進路を提示して

きた。

第303回ILO理事会の文書はILOのホームページ上で公開されている(http://www.ilo.org/global/What_we_do/Officialmeetings/gb/GBSessions/GB303/lang-en/comId-ALL/WCMS_098006/index.htm)。



©M. Crozet/ILO

海事産業の船舶検査指針成立

(World of Work 2008年12月発行第64号より)

【ジュネーブ】政府に加え、船員及び船主のハイレベル代表計300人以上が出席し、2006年にILOで採択された海事労働条約に基づく旗国と寄港国の船上における検査に関する指針について話し合う会議が2008年9月15～26日にジュネーブで開かれた。

2006年2月に海事労働条約が採択された際、ファン・ソマビアILO事務局長はこれを世界全体で120万人を超える船員にとって「労働史に残る出来事」と呼んだ。3年経った現在、条約批准国は5カ国に達しているほか、さらに多くの批准や団体協約の締結に向けた動きが見られる。2011年までに条約の発効を目指すILOの5カ年行動計画は、2008年9月に開かれた二つの重要な三者構成専門家会議で旗国における検査と寄港国の検査官向けの指針が採択されたことにより前進した。

世界の多くの港湾で抑留船舶数が増大している事実は、定期的な港湾検査の世界的な体制が依然求められていることを示している。例えば、欧州連合(EU)では抑留船舶数が2005年の944隻から2006年1,174隻、2007年1,250隻と2年連続で増えている。

指針に関する話し合いは2回に分けて行われ

た。9月15～19日に開かれた最初の会議では、条約遵守を点検するために求められる正確な要件、各種検査分野において遵守を証明するために検査官が必要とする証拠、違反時に検討されるべき行動といった事項に絞った審議が行われ、旗国の検査に関する指針が採択された。

9月22～26日に開かれた二つ目の会議では、海事労働条約の検査を行う寄港国検査官向けの指針が採択された。自国の港に立ち寄る外国籍船に対して行われる寄港国における検査は、旗国における検査を補強すると共に、2006年の海事労働条約の基準を守っている船主を基準以下船の不正な競争から保護するために行われる。

2006年の海事労働条約は、その合計船腹量が総トン数で世界全体の船腹量の33%以上を占める30カ国以上の批准を得た12ヵ月後に発効する。既に、世界最大の旗国であるパナマを始め、リベリア、マーシャル諸島、バハマ、ノルウェーの5カ国がこの条約を批准しており、合計船腹量の条約発効要件は満たされている。また、世界各地で他にも多くの国で批准に向けた動きが見られる。EU理事会は2007年6月に、欧州共同体の利益のために2010年12月31日までに海事労働条約を批准することをEU全加盟国に許可する決定を採択している。

モルジブ共和国が183番目のILO加盟国に

【ジュネーブ】インド洋に浮かぶモルジブ共和国からILO憲章義務を正式に受諾する旨の大統領名の書簡が届いたことにより、モルジブは2009年5月15日付で183番目のILO加盟国となった。同国

は1965年9月21日に国連に加盟している。国連加盟国はILO憲章の義務の正式な受諾をILO事務局長に通知することによってILOに加盟することができる。



AROUND THE CONTINENTS

世界各地で働くILO

(World of Work 2009年4月発行第65号より)

新刊：子どもの人身取引対策ガイド

■児童労働撤廃国際計画 (IPEC) は、2008年11月25～28日にリオデジャネイロで開催された第3回子どもと青少年の性的搾取に反対する世界会議において、児童の人身取引と性的搾取に関する新しい資料ガイドを発表した。『*Combating trafficking in children for labour exploitation: A resource kit for policy-makers and practitioners* (労働搾取のための児童の人身取引と闘う：政策立案者と実務家のためのリソースキット)』というタイトルのガイドブックは、10年を超えるIPECとその協力パートナーの活動を記し、IPECの経験と知見を、児童の人身取引撲滅に取り組む政策や事業を計画、実施、改善する立場にある人々に伝えるものとなっている。ILOは児童の性的搾取を、奴隷や強制労働と同じ犯罪、つまり最悪の形態の児童労働と見なしている。ILO全加盟国183カ国はすべての最悪の形態の児童労働を2016年までに根絶することを誓っている。

詳細は、児童労働撤廃国際計画 (IPEC) まで (E-mail: ipecc@ilo.org)。



©M. Crozet/ILO

新刊：企業向け労働原則ガイド

■『*The labour principles of the United Nations Global Compact: A guide for business* (国連グローバル・コンパクトの労働原則—ビジネス向けガイド)』が、国連グローバル・コンパクト・労働作業部会の会合で、国際使用者連盟 (IOE)、国際労働組合総連合 (ITUC)、実業界リーダーの代表者出席のもとで発表された。このガイドは、グローバル・コンパクトの四つの労働原則である「結社の自由と団体交渉権の実効的な承認」、「あらゆる形態の強制労働の撤廃」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用と職業における差別の撤廃」のそれぞれについて、Q & Aの構成で簡潔に説明する。また、これらの原則に関するILOの主な資料の一覧も掲載している。労働作業部会は、労働原則についてより周知を図り、共通の理解を促進し、その実行に対して一貫したアプローチを確保するために、IOEとITUCのイニシアチブによって設けられたものである。

詳細は、多国籍企業計画まで (E-mail: multi@ilo.org)。

仕事の世界の測定

■2008年12月にジュネーブのILO本部において開かれた第18回国際労働統計専門家会議は、児童労働及び労働時間に関する新しい国際統計基準、並びにディーセント・ワーク、労働力の不完全活用、ボランティア・ワークの測定

に関するさらなる活動を求める勧告を採択して閉会した。120を超える国から集まった250名の参加者は、従来の失業指標を補完し、労働供給のだぶつき、低所得、技能ミスマッチなどの仕事の世界の現状をより良く反映した「労働力の不完全活用の指標」集合を求める決議をとりわけ支持した。ボランティア・ワークの重要性を認めた上で、会議は経済と社会全体に対するその重要性をより余すところなく測定する新しい手法を提案した。会議で採択された労働時間と児童労働統計の基準は、ディーセント・ワークを評価する主な構成要素である。

詳細は、ILO統計局まで (E-mail: stat@ilo.org)。



©M. Crozet/ILO

新刊：HIV感染予防ガイドライン

■2008年12月にILOと世界保健機関 (WHO) が共同で発表したガイドラインは、各国のエイズウイルス (HIV) 政策の一環として、HIV暴露後予防対策の提供を強く求めている。ウイルスに暴露した人のHIV感染リスクを減じることができるのは暴露後予防療法のみである。毎日、何千人もの労働者が、

業務の過程で、感染者の血液その他の体液に暴露する可能性にさらされている。この可能性は保健医療労働者が特に高いが、救急隊員や廃棄物処理労働者、法の執行に携わる人々、消防士などにも可能性はある。HIV感染を予防する暴露後予防対策に関するWHOとILOのこの共同ガイドラインは、暴露後にHIV感染確率を引き下げる短期的な抗レトロウイルス療法である暴露後予防療法をどう提供するかに焦点を当てたものとなっている。

詳細は、*HIV/エイズと仕事の世界ILO計画*まで(E-mail: iloaid@ilo.org)。

西アフリカにおける若者の就労促進

■若年雇用ネットワーク(YEN)は、2008年12月1日、マノ川同盟諸国(MRU:コートジボワール、ギニア、リベリア、シエラレオネで構成)において若者が率いる団体を対象とした公募形式の助成金制度を立ち上げた。競争に勝ち抜いた応募者には2千ドルから5万ドルの助成金が支給される。激しい紛争を経験したマノ川同盟諸国の社会は若年労働力の就労準備及び若者のためのディーセント・ワークの創出という大きな課題を抱えている。この助成金制度は、若者に就労機会を提供する潜在力を秘めた革新的な事業の確定及び実施における実験場の役割を果たすと共に、開発の積極的な参加者としての若者の可能性を示す若者団体を積極的に活用する機会を提供することが期待されている。

国連、ILO、世界銀行の協力事業であるYENは、政策策定者、労使団体、若者その他の利害関係者の結集による技能、経験、知識の共有を通じ、若者の就労上の課題に取り組む政策や事業計画の提案を行っている。

詳細は、ジュネーブのYEN事務局まで(E-mail: yennetwork@ilo.org)。

ILO駐日事務所の活動概況：2009年前半

【1月22日】ILO駐日事務所／(財)日本ILO協会／福岡県労働基準協会連合会共催 すべての人に「ディーセント・ワーク」をより公正なグローバル化と福岡の課題—(福岡)

【1月29日】ILO駐日事務所／(財)日本ILO協会共催セミナー「世界経済危機下における中国の雇用・労働情勢」(東京) ●講演：コンスタンス・トーマス ILO北京・モンゴル事務所長

【3月4日】ILO駐日事務所／(財)日本ILO協会共催 世界社会正義の日記念セミナー「金融危機に端を発する世界同時不況下でいかにして社会正義を守るか」(東京、22ページ参照) ●長谷川 真一 ILO駐日代表「ILOと社会正義を目指す活動について」／村木 太郎 厚生労働省総括審議官「経済危機に対応したアジア・太平洋地域における成長、雇用及びディーセント・ワークのための整合的な政策について(マニラ・ハイレベル会議)報告」／中嶋 滋 ILO労働側理事「労働組合からみた今度経済危機への対応のあり方(マニラ会議に出席して)」

【3月6日】在日国連機関共催 2009年国際女性の日公開フォーラム「女性への暴力～根絶に向け男女が力をあわせて今できること～」(東京)

【4月27日】ILO駐日事務所／厚生労働省／日本労働組合総連合会／(社)日本経済団体連合会／(財)日本ILO協会共催 ILO創立90周年・日本ILO協会創立60周年記念特別シンポジウム「ディーセント・ワークへの挑戦—世界経済危機の下で人間らしい仕事と職場を求めて」(東京、5ページ参照) ●第1部：共催者挨拶・祝辞 舩添 要一 厚生労働大臣(江利川 毅 厚生労働事務次官代読)／高木 剛 日本労働組合総

連合会会長／御手洗 富士夫 社団法人日本経済団体連合会会長(ビデオメッセージ)／ファン・ソマビア ILO事務局長(ビデオメッセージ)／森山 真弓 ILO活動推進議員連盟会長・衆議院議員／中村 正 財団法人日本ILO協会会長 ●第2部：基調講演 赤尾 信敏 元ILO理事会議長・元タイ駐在大使「ILOの役割とディーセント・ワーク推進における我が国の国際的な役割・貢献」／伊丹 敬之 東京理科大学総合科学技術経営研究科長「日本企業の人本主義経営—一人に着目した経営・雇用のあり方」 ●第3部：パネルディスカッション「現下の雇用情勢を踏まえたディーセント・ワーク実現のための政策的対応と労使の役割」 パネリスト：村木 太郎 厚生労働省総括審議官／古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長／川本 裕康 社団法人日本経済団体連合会常務理事／コーディネーター：伊丹 敬之

【5月21日】2009年ILO総会議題説明会「ディーセント・ワークの中心にあるジェンダー平等」(東京) ●長谷川 真一 ILO駐日代表「ジェンダー問題に関するILOと日本」／ラファエル・クロウェ ILO本部ジェンダー平等部上級専門家「ILO総会議題ジェンダー報告書の主要論点の説明」

【6月9～13日】写真パネル展「少女たちと児童労働」(東京)

【6月12日】2009年児童労働反対世界デー(東京) ●長谷川 真一 ILO駐日代表「少女たちにチャンスを：児童労働を終わらせよう」／功刀 純子 国連児童基金(UNICEF) 東京事務所代表「少女を対象とするユニセフの活動」／鈴木 陽子 国際協力機構(JICA) 国際協力専門員「開発と女性：なぜジェンダーの取組みが重要か」

新刊書 (英文)

世界賃金報告2008/09年—最低賃金と団体交渉：整合性のある政策に向けて

Global Wage Report 2008/09 Minimum wages and collective bargaining: Towards policy coherence

ISBN 978-92-2-121499-1

2008年刊 106pp. 5,000円



賃金に関する動向に焦点を当てたILO報告書の新しいシリーズの初刊である本書は、1995年以降における世界の賃金水準と分布の主な動向について分析している。最低賃金と団体交渉の役割を精査し、経済成長とグローバル化が賃金動向に与える影響について考察し、賃金水準の改善とより平等な分配を可能にするための方法を提示している。賃金はディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の主要な構成要素でありながら、この重要性を増す分野について深刻な知識の不足があることを報告書は指摘している。専門的な統計の付属書も掲載。

仕事の世界報告書2008年版：金融グローバル化時代における所得格差

World of Work Report 2008: Income inequalities in the age of financial globalization

ISBN 978-92-9014-868-5

2008年刊 250pp. 5,000円

この報告書は、ILOの研究部門である国際労働問題研究所による過去20年間の所得不平等の拡大の程度とその持続可能性についての評価、職場における要因の分析、現在進行する食糧・金融危機がもたらす結果、さらに悪化する可能性の程度についての調査、解決策を提示している。

アジア太平洋におけるグローバル化、柔軟化、労働条件

Globalization, flexibilization and working conditions in Asia and the Pacific

S. Lee, F. Eyraud編

ISBN 978-92-2-120029-1

2008年刊 452pp. 15,000円



本書は、グローバル化が進行し、柔軟化に対して圧力が高まる中で、アジア太平洋地域における雇用条件について考察する。雇用形態、賃金/所得、労働時間、作業組織、安全衛生など雇用条件に関する個々の労働者の様々な経験に焦点を当てている。雇用条件を決定する際の労働者の声や労働規制の役割を主題とする研究に加え、厳密な比較研究のための共通した研究枠組みに基づくオーストラリア、中国、インドネシア、日本、韓国、フィリピン、タイ、ベトナムの国別研究を内容とする。

アセアン諸国の労働社会動向2008年：ディーセント・ワークを競争力と繁栄の原動力とする

Labour and social trends in ASEAN 2008: Driving competitiveness and prosperity with decent work

ISBN 978-92-2-121694-0

2008年刊 116pp. 2,500円

アセアン諸国の雇用社会動向に関する新しい報告書。長期的な競争力と生産性を支える主要な要因、今後の成長と繁栄を維持するための政策課題—技術革新の促進や職場での先進的な慣行、労働力の質の向上、社会対話や社会的一体性の強化、脆弱性への取組み、等—を分析する。アセアン地域について、ジェンダーと年齢別に国際比較の可能な労働市場統計の整備を目指す。

持続可能な企業の促進

The promotion of sustainable enterprises



G. Buckley, M. Henriques,

J-M Salazar-Xirinachs共著

ISBN 978-92-2-121200-3

2008年刊 260pp. 5,000円

本書は、持続可能な企業に資する環境を構成するものは何かについて、詳細なガイダンスを提供している。そのような環境は、人間の尊厳、環境の持続可能性、ディーセント・ワークを尊重する開発の必要性と、合法的な利益の追求を両立している。持続可能な企業は持続可能な社会を必要とし、繁栄する社会ではビジネスも成功する。企業を育成する機関とガバナンス制度の強化は、政府、ビジネス、労働と社会全体の新しい協力の形を求めている。

ディーセント・ワーク目標の追求：優先的な研究課題

Pursuing decent work goals: Priorities for research

G. Rodgers, C. Kuptsch共編

ISBN 978-92-9014-858-6

2008年刊 81pp. 2,000円

本書は、ILOの研究テーマについて2006年末に討議した研究会合「ディーセント・ワーク、社会政策、開発」に提出された論文をもとに、経済、社会、法律など幅広い研究分野にわたり、グローバル及び地域的な視点で、ディーセント・ワークに影響を与える事実、力、変数を模索し、分析と政策に関する多数の優先課題を提示している。

若年者のキャリアガイド：若年求職者を支援するための手引き

Guiding youth careers: A handbook for those who help young jobseekers

ISBN 978-92-2-120313-1

2007年刊 114pp. 1,500円

フィリピン労働雇用省とILOとの協力で作成されたこの手引き書は、就職指導カウンセラー、公共職業紹介サービスの管理者及び職員、親や友人など、若年求職者がキャリアに関して助言を求めずすべての人を対象としている。具体的な事例が

多く、関連する諸問題が真に理解できるため、特に求職中の新卒者、卒業生、非就学者、失業中の若者に対しアドバイスを行う方々にとって有用であろう。

仕事と家庭：職場における多様性と平等の管理

Work and Family: Managing diversity and equality at the workplace

CD-ROM

ISBN 978-92-2-121019-1

2008年刊 4,000円



企業、使用者団体、個人向けに作成されているこのトレーニング・パッケージには、仕事と家庭に関する活動やイニシアティブの手引きとなる幅広い情報、活動事例、成功事例が含まれている。仕事と家庭の調和を図るイニシアティブの設計を支援し、どのように企業の政策として取り入れることができるのか、また競争力と生産性を追求する企業経営と両立させ、その一部とするための方法を解説する。

公平の促進：平等な賃金のためのジェンダー中立的な職務評価

Promoting equity: Gender-neutral job evaluation for equal pay

A Step-by-step guide



ISBN 978-92-2-121538-7

2009年刊 98pp 3,500円

賃金面での著しいジェンダー格差は、労働市場でもっとも弾力性のある特徴である。これには報酬における男女差別を含む多くの要因がある。この段階的ガイドは、職務評価のプロセスについて、さまざまな方法の構成要素や差別的な慣行を回避するための基準を解説し、異なる経済事情や団体組織の形態、また、企業の大小を問わず適合する内容となっている。労使団体、機会均等機関、人事部の管理職、ジェンダー専門家、賃金平等制度の実施責任者である実務家などにとって有益であろう。

高齢化：職場における多様性と平等を管理する

Ageing: Managing diversity and equality at the workplace

CD-ROM

ISBN 978-92-2-121017-7

2009年刊 4,000円

この訓練パッケージは、主に使用者団体や企業を対象として、職場において高齢労働者に生産的で働きがいのある人間らしい労働・雇用条件を創出するための政策・プログラム開発の支援を意図している。高齢労働者の保持と採用は、競争力と生産性が問われる企業マネジメントの一部である。広範な情報、活動、好事例が使いやすく納められ、自習用としても参考文献としても役立つ。

■ 協同組合による貧困からの脱出：アフリカの協同組合運動ルネッサンス

Cooperating out of poverty: The renaissance of the African cooperative movement

Patrick Develtere, Ingame Pollet,

Frederick Wanyama 共著

ISBN 978-92-2-120722-1

2008年刊 372pp. 3,500円

経済的に存続し成功する協同組合は、組合員に経済機会を創造し、基本的な社会的保護や社会保障を提供し、発言権や代表性を与える。本書は、1990年代初めの経済自由化以降のアフリカにおける協同組合部門の状況を客観的に分析している。アフリカ大陸における協同組合発展の歴史的概要、国別にみた協同組合部門の構造や運営、さらに多様な事業の主な長所・短所の分析がなされている。政府・ドナー・研究者たちに、組合運動が断片的かつ分散的であることを警鐘しつつ、アフリカの協同組合を論証することを意図している。

■ 2006年海事労働条約に基づく旗国検査ガイドライン

Guidelines for flag State inspections under the Maritime Labour Convention, 2006

ISBN 978-92-2-121741-1

2009年刊 80pp. 1,500円



2008年9月、ILOによって採択されたこのガイドラインは、旗国の権限のある機関、船舶検査官、認定団体に対して、船舶検査の実施ノウハウや、各国が国内法令において実施する2006年海事労働条約の要件を遵守していることの証明書に関する実務的なアドバイスを提供している。2006年海事労働条約の特記すべき特徴、船舶検査と証明の手続き(旗国の柔軟性が認められた部分、苦情への対応プロセスを含む)の概要を示し、遵守すべき基本的要件とそのチェックリストや不備・欠陥の事例、また不備・欠陥により船舶が抑留を余儀なくされた場合の措置に関するガイダンスなども盛り込まれている。

■ 2006年海事労働条約に基づく寄港国による検査担当官向けガイドライン

Guidelines for port State control officers carrying out inspections under the Maritime Labour Convention, 2006

ISBN 978-92-2-121743-5

2009年刊 80pp. 1,500円

2008年9月、ILOによって採択されたこのガイドラインは、外国船舶が、2006年海事労働条約の要件を満たしていることを証明する寄港国検査担

当官に実務的なアドバイスを提供している。2006年海事労働条約の概要、寄港国検査担当官に求められるプロフィール、海事労働条約によって備え付けが規定された証明書の検討、さらに詳細な検査が実施される場合に関する説明、遵守されるべき基本要件、遵守をチェックする際の情報源と不備・欠陥の事例、主に関係する14分野の労働・生活条件、不備・欠陥が認められて外国船舶の勾留が想定される場合のガイダンス、陸上における船員の苦情処理などが盛り込まれている。

■ 国際労働基準 電子ライブラリー：ILSE 2009

International Labour Standards Electronic Library (ILSE) 2009

CD-ROM

ISSN 1020-9972

2009年刊 2,500円

ILO条約・勧告、ILO憲章、ILO総会議事規則、一般調査、結社の自由委員会の決定ダイジェスト、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、グローバル・レポート、国際労働基準に関する最近の書籍など、国際労働基準の基本文書を収録するCD-ROM。

■ 国際労働機関と社会正義の探求 1919~2009年

The International Labour Organization and the quest for social justice 1919-2009



G. Rodgers, E. Lee,

L. Swebston,

J. Van Daele 共著

ISBN 978-92-2-121955-2

272pp. 2009年刊 5,000円

世界の永續する平和は社会正義と手を携えて実現する、との信念のもとに1919年に創設されたILOの歴史をたどる。ILOは、創立以来、弱者の保護、失業との闘い、人権の擁護、民主的制度の発展、世界中の男女の勤労生活の改善に貢献してきた。著者は、ILOが推進してきた主な思想、すなわち、仕事における権利、雇用の質、所得の保護、雇用と貧困削減、公正なグローバル化、そして、経済危機のもと、社会正義のための緊急な世界的行動が求められる今日の世界における「ディーセント・ワークをすべての人に」という最重要目標について、探求する。

ILO出版物の日本語版

■ ディーセント・ワーク：今後の戦略的課題

第97回ILO総会 (2008年) 報告書I(C)



ILC 97 Report I (C): Decent Work-Some Strategic Challenges Ahead

日本語版

ISBN 978-92-2-819500-2

2009年刊 37pp. 2,000円

2008年に開かれた第97回ILO総会に提出された事務局長報告書「Decent work: Some strategic challenges ahead」の日本語版。「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)をすべての人に」という目標の達成に向けて取り組むべき課題を、現下の金融危機が経済・社会に与えている影響や社会進歩の中におけるディーセント・ワークの中心的な役割などの側面から検討し、より強いILOを構築する方法について述べる。

■ アジアにおけるディーセント・ワークの実現

事務局長報告書 第14回アジア地域会議、韓国、釜山 2006年8月-9月

Realizing decent work in Asia

Report of the Director-General, Fourteenth Asian Regional Meeting, Busan, Republic of Korea, Aug. Sept. 2006



日本語 2008年刊 94pp.

1,500円

ISBN: 978-92-2-821026-2

英語 2006年刊 78pp.

1,500円

ISBN: 978-92-2-118772-1

2006年の第14回アジア地域会議に提出されたこの報告書は、世界の労働力の6割を擁するアジア地域でディーセント・ワークを実現することの重要性を強調している。グローバル化と労働、若年雇用、国際的な労働力移動の管理、労働市場の統合、インフォーマル経済への社会的保護の拡充という五つの検討テーマが与えられ、地域的取り組みを推進するための主要な政策課題がテーマ別に明かされている。また、日本語版には、同年出版された「アジア太平洋地域における労働社会動向2006: ディーセント・ワークに向けた進歩」の中から統計資料の分析を中心とする抜粋翻訳も合わせて収録されている。

お問合せ・ご注文はILO駐日事務所まで TEL: 03-5467-2701 Fax: 03-5467-2700



ディーセント・ワーク
(働きがいのある人間らしい仕事)

より良い世界はここから始まる

年間の社会正義に向けた働き

「社会正義のために働く」

とは、単なるILO創立90周年のテーマ以上の意味を持つ。

これは我々の過去に対する評価であると同時に

未来への任務なのである。

ファン・ソマビアILO事務局長

世界社会正義の日

2009年2月20日

国連総会は2007年11月に、

2009年から2月20日を「世界社会正義の日」とすることを宣言した。

各国はこの特別の日を、世界社会開発サミットで採択された目的に沿った

国内活動の推進に当てることが求められている。

世界社会正義の日は、貧困撲滅、完全雇用とディーセント・ワークの促進、

男女平等、すべての人に開かれた社会福祉と社会正義に向けた

国際社会の取り組みに寄与することが期待される。

総会に出席した各国政府は、国家、地域、国際の各レベルで、社会正義の推進に向けた行動の枠組みを形成することを約束した。これは、経済成長は公平と社会正義を促進すべきであり、「万人のための社会」とは社会正義並びに

あらゆる人権及び基本的自由の尊重を基礎とすべきことを認めてのことである。

今年及び今後の世界社会正義の日の行事については国際連合広報センターにお尋ねになるか、国連のウェブサイト (<http://www.un.org>) をご覧ください。